

第五十一回 参議院運輸委員會會議録第二十九号

昭和四十一年六月二十一日(火曜日)
午後一時四十分開会

委員の異動

六月十六日

辭任

木村 陸男君

中村 順造君

六月二十日

辭任

近藤 鶴代君

瀨谷 英行君

補欠選任

近藤 鶴代君

瀨谷 英行君

補欠選任

木村 陸男君

中村 順造君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

江藤 智君

岡本 悟君

金丸 富夫君

岡 三郎君

吉田忠三郎君

委員

井野 碩哉君

木村 陸男君

谷口 慶吉君

平島 敏夫君

前田佳都男君

森田 タマ君

相澤 重明君

木村美智男君

浅井 亨君

中村 正雄君

岩間 正男君

衆議院議員

修正案提出者

田邊 國男君

國務大臣

運輸 大臣

中村 寅太君

政府委員

大蔵省銀行局長

佐竹 浩君

大蔵省銀行局保

上林 英男君

農林省農政局長

和田 正明君

運輸大臣官房長

深草 克巳君

運輸省船舶局長

芥川 輝孝君

運輸省自動車局

坪井 為次君

事務局側

常任委員会専門

吉田善次郎君

説明員

大蔵省銀行局保

田辺 博通君

險部保険第二課

小口喜久二君

運輸省自動車局

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

でございます。

まず第一に、三十九年二月一日改定いたしました現行保険料率の計算の方法を申し上げます。

現行純保険料は、保険金額を死亡従来五十万円でありましたものを百万円に引き上げる、それから傷害は重傷十萬、軽傷三萬となっておりましたものを重傷も突つ込みにいましてその限度を三十万円にする、それから後遺症につきましては新たに傷害と別ワクにいたしまして最低五万円から最高百万円までのクラスをつける、こういった保険金額の引き上げに伴つたものであります。これを伴ひまして査定基準をやはり引き上げるというのをいたしたために三十九年二月に改定したものであります。その計算方法は下のとおりでございます。

なお、その計算は、当時支払いが相当程度終了して、最新の年度である三十五年度の契約について、その死傷別事故率と保険金額及び査定基準引き上げ後の死傷別一件平均支払い保険金に基づいて行ないました。これにさらに、この保険料率改定以前の旧契約の赤字償却額を加算しておるわけでございます。

まず、保険金額引き上げによる純保険料率の算定の方法でございますが、分子といたしまして、一件平均の死亡支払い保険金を推定いたしました。これはあとで注のところで御説明いたします。それに対して、三十五年度契約の実績がありまして、その死亡のための支払い件数をかけますので、その死亡のための支払い件数をかけます。それから次に傷害でございますが、これも一件平均の傷害支払い保険金を推定いたしました。それに三十五年度契約の傷害の支払い件数をかけます。これが分子でございます。そして、それによって得ました答えを分母でございまして、三十五年度の総契約件数で割ります。この実際の数字は、その次の欄に書いてあります。とおりであります。そうしますと八千八百五十九円、つまり一件につきまして八千八百五十九円の保険金額の支払いになる、こういうことになるわけでありまして、なお、これは全体の全車種平均の数字を載せております。

実際に行ないましたのは、各車種別にこの計算を用いておるわけでございます。

そこで、まず一件平均の支払い保険金は、どうやって推定したかと申しますと、三十八年四月から六月までに査定を完了してあります。二万五千七百一件というものがございまして、これを改定後の保険金額及び査定基準に基づきまして再査定を行ないました。それに基づきまして、死亡、傷害別に一件の再査定後の平均支払い保険金が出たわけでございます。

それから件数でございますが、これは三十五年度契約の支払い件数というものは実はまだその当時全部把握しておいたわけではございませんが、ほとんど終了しておる。そこで、一年度の契約にかかる支払いは、契約の年度を含めまして五年間におおむね完了するというのが過去からの経験値でございます。下の算式によりまして三十五年度契約にかかると総支払い件数を計算しました。と申しますのは、三十五年度契約の三十七年度末までの支払い件数、これがわかつておりました。これに三十四年度契約の総支払い件数、これは完結しているものと見られます。その総支払い件数を、分母といたしまして、その同じく三十四年度契約の一年前まで、三十六年度末までの支払い件数で割る、こういう割り掛けを行ないまして完了時までの件数を計算したわけでございます。

それから第二は、旧契約の赤字の車種別償却額でございます。旧契約の赤字は、まず五年間に償却するといふ計算をいたしました。それで車種別に下記算式により計算をいたしました。ここには延べ車両数を載せてありますが、まず三十九年度から三十八年度までの旧契約の収入の純保険料の総額が出ます。これは三十八年度の収入が全部まだ判明しておりませんので一部推定が入っておりますが、それが出ます。それからその同じ期間内の契約にかかると支払い保険金を推定いたしました。これも従来の方法に従いまして、ある程度の実績率を用いまして、三十四年までは完結しておりますが、五、六、七、八は件数の伸び等を計算をい

たして推定をいたしております。そこで総支払い保険金額が出まして、収入保険料からのマイナスをいたしますと赤字が出ますが、それを三十九年の一月一日から四十二年十二月末まで五年間の総延べ車両数——これはもちろん推定でございますが——でもって割ります。割りますと、ここに二百二十六円という、つまり一車両当たり赤字を二百二十六円ずつ埋めていけば五年間で償却ができる、という計算をしたわけでございます。

三番目は、以上によりまして純保険料を計算するのであります。実際に納めてもらう純保険料をいたしましては、そのほかに政府保障事業のための賦課金というのがございますので、参考までに掲げました。つまり、純保険料の一万分の二十五という賦課金率に加わっていくわけでございます。この一万分の二百二十五というものは、ひき逃げ率にひき逃げ検挙率を掛けたものでございます。

以上が、三十九年二月改定をいたしましたときの、つまり現在の保険料率の計算の方法でございますが、今回これをさらに検討し直したわけでございます。現行純保険料率について、その後の事故率と支払い単価の推移を勘案し、四十一年度契約についてどういふ計算になるかということを試算いたしました結果、損害率は七七・五%となるものと推定されます。前回ちよつと簡単に御説明いたしました、下に実際の数字を掲げておきました。まず、その方法といたしましては、一件平均の死亡のための支払い保険金を推定いたしました。それに死亡の支払い件数を掛けるわけでございます。九千二十七件といふのは、これは三十五年度契約の現在の保険料をきめたときの件数でございます。それにその事故率の減少度合いを掛けておきます。これはあとで御説明いたします。それに今度は一件平均の傷害支払い保険金額の十六万三千何角というものを推定いたしました。それに支払いの件数を掛けました。これにもあとで御説明いたします事故率の減少を計算しております。それで分子が出まして、それを三十五年度契

約件数——現行の保険料率を計算いたしましたときに用いました分母でもって割りますと六千八百五十二円と相なったわけでございます。つまり、現行保険料率をきめたときには八千八百五十九円になるという計算でもってやっておったのでございまして、その後の事故率の減少を加味して考えますと六千八百五十二円で足りるということ、つまり七七・三五%でもってよろしいという結論になるわけでございます。

事故率の推移をいたしましては、注に表を掲げておきました。実は保険のための事故率は、実際には最近時まではまだ完結しておりませんので、警察庁調べの警察事故率の統計を用いたわけでございます。つまり、保険に反映する事故率も、警察庁調べの事故率をそのまま反映するであろうという前提でございます。三十六年から三十九年までに死亡の事故率、傷害の事故率を調べました警察庁調べの右の欄に修正とございまして、死亡、傷害ともに修正を用いておりますのは、備考のところに書いておられます。警察庁の統計では傷害と出てきておるものでも、二十四時間経過以後に死亡した者は保険の事故率といたしましては死亡になるわけでございます。警察庁の統計では、事故が起りましてから二十四時間以内に死亡した者は死亡という統計が出てきますので、それを修正いたしました数値が右の欄の数字でございます。これで三十六年度の事故率に對しまして三十九年度の事故率を割りますと、その後事故率はこれだけ減るであろうということが考えられるわけでございます。それを上のほうの分子の欄に用いたわけでございます。

それから、一件平均の支払い保険金、これは死亡につきましては現行百万円でございまして、ただ、百万円の死亡保険金を払われるまでに、傷害のための手当、治療費がございまして、これを実績を見ますと、三十九年度契約につきましては、四月から四十年七月までの平均支払い保険金から百万円除いた部分、これが八千四百二円となつております。つまり、一件平均百万円と八千四百二円が払

われている。この八千四百二円は、今後四十一年度の契約を推定いたします場合におきましては、治療費、休業補償費の上昇を修正いたさなければなりませんので、それを四十一年度契約への修正をいたしたわけでございます。これを掛けますと、四十一年度契約の死亡のために百一万二千五百七十八円になる。

それから傷害でございますが、傷害は、まず三十九年度契約の四月に事故が起こりました分の、その四月から四十年の七月までに支払われた実績がわかっております。これの平均が十二万一千九百一十一円、これに對しまして、今後なお、さらにこの支払い完了までには年数がかかるわけでございますが、それは過去の率をもちまして、完結までに平均支払い保険金はだんだん上がってまいりますので、その最後の姿を見ますためにこの増加率を掛けております。それに対して、これに四十一年度契約へ修正するための修正係数、これを掛けますと、平均値が十六万三千七百八十三円、こういうことになるわけでございます。ただ、ちよつと米じるしで注意をしておきました、前の修正係数と今度の修正係数が違ふ、といふことは、限度額が三十万円にいままで頭打ちをされておりました。それから後遺障害補償費が定額でありますので、それを全部頭打ちをしないこととして計算をいたしますと、上欄の修正値になるわけでございますが、傷害の場合には、一件の支払い金額が三十万から五十万の程度になるものもありまゝ、あるいは修正係数を掛けますと五十万円を突き抜けるものがございます。その突き抜け部分をさらに修正をいたします、そうしますと修正係数の倍率といふものが低くなる、こういうことでございます。

以上が純保険率につきまゝの検討で、七七・三五%でよろしいということになったわけでございます。

次に、付加保険料率の改定を考へております。現行付加保険料は、昭和三十七年八月の改定以来

据え置きになっておりますので、その後の給与ベース、物価の上昇を考慮して、以下の方法により社費及び代理店の手数料を改定することによりております。

まず社費につきましては、全保険会社の昭和三十一年度決算数値に對し次の修正を加えております。

まず人件費につきましては、これは公務員給与並みの給与を支払うものというぐあいに仮定をいたしまして、公務員の四十年度改定後の現在の平均給与の三十九年度の決算に出てまいりました社員平均給与に對する割合を人件費に乘じまして、つまりこれを割引をさせておるわけでございます。それから物件費につきましては、ちよつとこまかくありますが、借地借家料は全部市消費者物価指数(総理府統計局調)のうちの地代家賃指数を使つております。交通費及び通信費は、同じく消費者物価指数の交通通信費指数を使ひました。機械賃借料、印刷費、図書費、消耗品費、備品費、営業費、協会費及び会議費並びに雑費、これはいろいろのものが混在しておりますので、東京都の小売り物価指数、ただし食料品と繊維品を除きまして——と全国消費財卸売り物価指数との平均値によりまして、それぞれ三十九年度の水準から四十一年度の水準に修正をいたしました。

以上の修正後、本保険制度の周知徹底をはかるため、従来はなかつたのでございますが、広報費を計上いたしました社費総額に對しまして、今後件数も増加することであるからというわけで、合理化努力を要請することといたしまして、その答へに一〇%引きを行ないました総額といたしましては三十三億四百三十二千二百円を得たわけでございます。これが改定さるべき社費の総額になるわけでございます。

次に、これを車種別に配分いたします。社費は新契約費と維持費の二つからなっております。新契約費は各契約についてすべて均等に配分する。車の大小にかかわらず、一件契約をすれば同じ手数がかる、それで均等に配分する。ただし、維持

費は純保険料に比例して配分する。これは従来からの方法でございますが、それによつて算出したしますと、三十九年度の総契約件数で新契約費総額を割りますと、一件当たりは二百二十四円と出ます。これは各車種一律でございます。それから維持総額につきまして純保険料割合でもって車種別に計算をいたします。そうすると一件当たりの車種別の維持費が出てまいりますわけでございます。これは総平均をいたしますと、下のカッコの欄に維持費二百二十四円というのが出ておりますが、具体的には各車種ごとに違つております。これを足しましたものが全車種平均一件当たりの社費五百三十二円ということになるわけでございます。

次に、代理店手数料でございますが、これも方法論は大体社費の場合と以ておる方法でございます。三十七年度改定時の契約一件当たりの代理店手数料は百七円三十銭でありましたが、これに社費と同様に人件費、物件費別に修正を加へ、百六十二円という答えが出ました。ただ、従来減価償却費等の要素を全然入れておりませんので、新たにこれを勘案しようという、一件当たり代理店が働いて二百円ならぬというのではやはり契約の普及等にも問題があるのではないかと、この際をうけたまわつたわけでございます。それでもつて付加保険料の不足額の総額を計算いたしますと、まず現行の社費と代理店手数料の合計が出ます。それに今度改定をしてやりますと、その改定によりましてこの差額が一番右の合計欄の下十億六千九百六十三千三百円という数字が出ます。この数字は、収入純保険料、ただし赤字補てん分のために乗つた部分は除きますが、これに對しまして一・九六%に当たるわけでございます。つまりこの分だけは純保険料のほかに食ひ込んでまいりますので、先ほど算出したしました損害率七七・三五%というのは七八・九〇%と修正しなければならぬ、こういうことになるわけでございます。つまり、この逆数二二・一%というものが

が余裕分になる、こう判断されるわけでございます。この余裕分を保険料率の引き下げに回すか保険金額の引き上げに回すかというのを検討いたしましたわけでございますが、結論は、付加保険料を改定し、営業保険料を据え置くこととすれば、2で推定された損害率七七・三五%は七八・九〇%となるが、この余裕分の処理については、社会的要請を考慮し、保険料の引き下げに回さず、この際保険金額の引き上げ等給付内容の改善に振り向けることが適当と考えられる。その内容は下記のとおりであります。

これは今回政令でもって保険金額を改定しようとしておる内容であります。まず死亡保険金額は、現行百万円を百五十万円に上げまして、これは現行の運用と同じく最低保障として取り扱ひ、それから傷害保険金額は、後遺障害保険金額は現在最高百万円でございますが、百五十万円に最高を引き上げる。これは下の欄の中に具体的な数字を掲げております。十二等級までございまして、現行の後遺障害保険金額は五万円から百万円、こうなっておりますが、改定いたしました際には七万円から百五十万円、こういう刻みにいたそうという案でございます。それから普通の傷害保険金額、これは現在の三十万円を五十万円に引き上げる。それから同時に査定基準をいたしまして、傷害慰謝料、現在一日七百円を基準に考へておりますが、これを千円に引き上げる、こういう内容を考へました。

上記による給付内容の充実により、四十一年度契約分の損害率見込みは一〇・四・四六%となる。ただし、現行保険料率中には、純保険料のほか既に既契約の赤字償却分——これは純保険料の二・五%に当たりますが——が付加されておるが、すでに赤字は償却し、四十一年度契約分までに若干の黒字を生ずると見込まれるので、上記損害率の超過分を吸収することができると思はれる。

以下一〇・四・四六%と推算をする基礎の数字がございします。

保険金額引き上げ後の四十一年度契約の契約一件当たりの推定支払い保険金、この方法は先ほどの数式と同じでございますが、ただ保険金額を上げますために一件当たりの平均支払い保険金額が上がっております。あとは件数は同じでございます。計算をいたしますと九千七百二十二円と出てきたわけでございます。それで、現行の純保険料は付加保険料の改定による食い込み分を含めまして九千七百二十二円というものが一〇四・四六％に相なる、こういう計算でございます。

ちなみに一件平均の支払い保険金額は、死亡につきましては、今度は一件全部百五十万、それに、その死亡に至るまでの傷害のための費用がかかります、それを足してあります。それから傷害につきまして、今度は頭打ち三十万円が五十万円になります。それから後遺障害の保険金がそれぞれランクごとに引き上げられます。その修正係数を乗じますと二十万二千八百九十五円、こういう数字が出たので、上欄のような算式を用いたわけでございます。

以上でございます。

○委員長(江藤智君) 質疑のおありの方は順次御発言願います。

○浅井亨君 いま議題になっておりますこの自動車賠償法ですが、日本の国におきまして非常に事故が多くなっておりますが、ちょうどアメリカと比較をいたしてまいりますと五倍程度になっている現状であります。そういうことに対しては、抜本的な政府の考え方、すなわち運輸行政、また建設省とか、いろいろな関係がありますが、そういうことに対する根本的な考え方はどのようにお考えになっておるか、運輸大臣からお願ひしたいと思います。

○国務大臣(中村寅太郎) 今日交通機関が発達いたしました、これの交通需要の急増によりましていろいろの問題を起してまいり、交通事故等が非常に多いのでありますが、政府といたしましては、この交通事故を完全になくすという方向で努力をいたしておる次第でございます。同時に、事故が

起こりました際には、被害者に対してできるだけ保障措置等を整備いたしまして、被害者を保護する行政をやっておる次第でございます。

○浅井亨君 人命尊重ということですが、いわゆる人命ほど重要なものはありません。そこで健康保険におきましては国民保険というのがあります、政府が非常にこれを助成しておるわけですが、やはり事故も今度人命と同じように考えているのじゃないか、こう思うんですが、こういうことに対する助成を政府はする気持ちがあるかないか、その気持ちの問題をひとつ御説明願ひたい。

○国務大臣(中村寅太郎) 現時点におきましては、交通事故の保障は加害者がやるというのが至当であるというたてまえによつて考えておる次第でございます。その際加害者のほうが一時に保障制度というものを考えあわせていくべきだと思います。

○浅井亨君 じゃ次に伺いますが、現在の保険に未加入の方が非常に多いと聞いておるんですが、現在はその数字はどのようになっているんですか。

○政府委員(坪井為次君) 加入状況について御説明いたします。責任保険の加入状況は、これは各年度末を申し上げますと、三十一年度末で加入率が七四％、三十二年度末が七六％、三十三年度末七七％、三十四年度七五％、かようにだんだん向上しまして、三十八年には九三、三十九年には八九、こういうた勘定になっております。

○浅井亨君 そのように未加入の自動車事故を起した場合にはたいへんと思うのですが、その把握はどのようにしておられますか。いわゆる普通は車検によつて発見していると思うのですが、この未加入によるところのものはどのように把握せんとしておられるんですか。いわゆる現在未加入の方があるところ言っただけじゃ、たいへんだと思うのです。そういう方に対する把握の方法ですが、これはどのように考えておられますか。

○政府委員(坪井為次君) 加入率の向上対策としては、昭和三十三年に保障法の一部を改正し

まして、車検期間と保険期間の一致の強制、あるいは解約の制限、ステッカーの表示、罰則の強化と、制度面から未保険者の発生防止につとめました結果、三十七年度末には八七％とその影響があらわれ、三十九年度末には八九％とさらに向上したわけでありました。

○浅井亨君 その未加入の理由はどんなんですか。

○政府委員(坪井為次君) ただいま御説明しましたように、車検対象車については、そういう制度ができましたので、一〇〇％に近い加入率が確保されたんですが、軽自動車については、車検制度がないために、比較的加入率が低く、七〇％から八〇％台にとどまっているわけです。

○浅井亨君 車検制度は完全にやっておられると思うのですが、それでもなおかつ未加入になっている理由。車検があるのですから全部加入されると思うのですが、それでもなおかつ事故を起した車を見ますと加入していないという場合がありますね、これはどういうわけですか。

○政府委員(坪井為次君) ただいま御説明しました車検対象車については、ステッカー制度がございます、一〇〇％が加入されておるのですが、軽自動車については車検制度がありませんので、未加入者があるだろうと思ひ、そういうことだろうと思ひます。

○浅井亨君 そうすると、軽自動車、こういういふままに車検のなかったものが、今後車検をやるということについては……。

○政府委員(坪井為次君) 軽自動車については、車検を行なうかどうかは、これは保安行政の上からまたさらに検討してもらいたいと思ひます。加入率の向上だけのためということではなくて、はたして車検制度が必要かどうかという観点から検討してもらいたいと思ひます。

それから、未加入の自動車については、被害者の救済としては、国が保障事業を行なっております、そういう意味で国が保障勘定としてこれに被害者の保険金額と同じ額を支払っているわけでございます。

○浅井亨君 それでは、その未加入の方が事故を起した場合には、やはり政府のほうでそれをやつてやるというわけですが、今度は原動機付以上のものが責任保険に加入することになります、それに対してやはり保障するといひましても、簡単にそのように実際にいふんでしょ、この再保険やられるんですか。

○政府委員(坪井為次君) 原動機付自転車の強制保険に伴ひまして、やはり自動車と同じように政府の保障事業は適用するといふたてまえになっておりました、したがひまして、われわれとしてはできるだけ加入率の向上に努力するわけでございますが、加入しない車にひかれても国は保障するといふたてまえになっております。

○浅井亨君 そうすると、再保険はやらぬんでしょ、保障はするがやらぬ。

○政府委員(坪井為次君) 保障はいたしますが、再保険はしないことになっております。

○浅井亨君 どういう理由ですか。

○政府委員(坪井為次君) 自動車損害賠償責任保険は国家権力によりまして付保を強制されております、特殊な保険でございますので、国がこれに再保険というかわつて従来関与しておたわけでございますが、今回原付を強制保険の対象にするに際しまして、いろいろ議論がございましたけれども、筋としてはそういう性格からいけば当然再保険すべきではないかという議論がありました。まあわれわれとしては、一面現実的な問題として、原付についての再保険というものを考えます場合に、車両数は自動車と同じようにある、そういう意味で、再保険の手数その他事務的には相当膨大な、自動車と同じく膨大な手数を要する。一面原付による被害あるいは事故といふものが、自動車に比較しまして、全体的に保険の規模としますと、自動車では一車当たり大体九千四百ぐらゐの保険料になるものが、原付では千九百ぐらゐの保険規模である。そういうたように、全体としての保険の規模が非常に自動車から見ますと小さい。これは事故の態様その他によつてそういう

たことになるわけですが、それらを勘案しまして、現実論として、われわれとしては、自動車再保険されて十分国の監督に付しておれば、原付については再保険なしでも、それらを類推することによって保険運営の適正化をはかれる、かように考えまして、原付については再保険をいたさないことにきめたわけでございます。

○浅井亨君 いま聞いておりますと、何かが少ないようにおっしゃっておるし、また被害の程度も小さいようにおっしゃっておるんですが、ほんとうに原動機付とか、また軽四輪ですね、こういうものから起こった事故というものは、件数はおわかりになっておりますか、またその被害の程度はどのような状態ですか。

○政府委員(坪井為次君) 昭和三十九年度の数字でございますが、自動車数は六百九十八万両、これに対する死傷者数は二万八千九百人でございます。一方原付につきましては、車両数で六百七十二万、死傷者数は九万四千、なおこの九万四千の中には自分自身がけがをするといったものも入っております、したがって有責事故としてはこれよりさらに減っておるわけでございます。

○浅井亨君 この中へ入っておるんじゃないですか。

○政府委員(坪井為次君) これは、被害者の有責事故といえますか、人に被害を与えた場合を有責としますと、それも含めて、それから自爆といいますが、自分みずからひっくり返って、これは保障なり保険の対象になりませんが、そういうものも含めて死傷者が九万四千、そういうことでございます。

○浅井亨君 それで、この強制保険の除外になっているものは、国のものとか、または公社のものとか、都道府県のものとか、こういういろいろなものがあるが、これはなぜ除外されているのかという、やはり資力があるからということなのか、保障の責任を果たせるものだと、こう見られて除外されていると思うのですが、こういう問題、このような車が今まで事故を起こしたのはた

さんあるのじゃないかと思うのですが、なおかつそういう事故から被害者が納得して裁判にもならなかったと、裁判にしないだけで自分で引き下がっているのじゃないかと、こういうような懸念される問題があるわけなんです、この点いかがですか、いままでの経緯は。

○政府委員(坪井為次君) 国その他適用除外につきましては、お説のとおり、そういう適用除外になっているものは、賠償能力が十分にあるということで、強制保険の対象にいたしておりません。しかし、支払い状況その他において、あるいは相当におくれるとかいったような問題がございますので、そういう点のないように、われわれとしては関係の向きと十分連絡をとりまして行政指導をしてまいりたいと思っております。

○浅井亨君 まいりたいと思うじゃない。いままではなかったですか、どうですか。

○政府委員(坪井為次君) 全部の資料はございません、運輸省関係の自動車事故の実績を申し上げます、運輸省関係の事故に対する賠償支払状況は、最近三カ年で四件でございます。死亡事故は一件で、賠償額は二百五十万円、当時保険は五十万円でございます。それから傷害事故は三件で、被害者は七人でありましたが、賠償額は三件で請求額とおり払われております。

なお、適用除外者に対する監督の調査については、大蔵省、自治省とも十分連絡をとって被害者保護に万全の措置をとりたいと思っております。

○浅井亨君 いまここに「後遺障害保険金額現行改訂対照表」というのをいま拝見しましたが、後遺症というのは非常に問題だと思つて、私もはしない医者でございますが、医学的にはこれはなかなか後遺症というものは判定できないわけなんです、その当時においてはわれわれの判断においてこうこうだと言いますけれども、それが半年または一年たつて出てくる場合があるのです。そういうものに対する考え方というのはどのようなことを考えておられるか。また、このように査定

査定というものについてはどのような基本をもつてやっておるか。私もそういうことについては常に関心を持って今日までやってきておりますが、これは非常にむずかしい問題だと思つて、あとでこれはやはりあとの後遺症であつた、こういうような問題が出てきて、遺家族は非常に困っている場合があるわけなんです。そうでもないといわれれば判定すればいいんですけれども、やはり医者といふものは忠実でございますから、はっきりと本人にこれはその当時の後遺症だ、こう言うよりにはするわけなんです、そうするとこの判定基準ですね。また、その後にはそういう問題が起きた場合には、どのように取り計らわれるのでしょうか。

○政府委員(坪井為次君) 後遺症の問題につきましては、あとでわかるという事例もあるのでございまして、そういう場合には、そのことがはっきりすれば保険はやはり出すわけでございます。

○浅井亨君 それから、先ほどから、保険金が余っているからと、こういうようなことであると思つて、いわけゆる今度百万円から百五十万円、いかにもけつこうなんです。だけれども、その遺族から見れば、百万や百五十万では足りていその後の家族を連れていかれる方々の再起といふものは非常に問題となると思つて、これを引き上げれば、保険料率がまた上がるじゃないかと、こういうので板ばさみになっておりますけれども、こういう点に対して、日本の人命尊重という点から今後どうあるべきかということはお考えになっているのじゃないか、そういうふうに私は思つて、その考え方をひとつお話し願いたい。

○政府委員(坪井為次君) 現在の保険の限度額が、死亡百万円、今回まあ百五十万円に改正しようとするわけでございますが、それでも決して十分とわれわれは思っておりません。また、最近の判決その他によりまして、非常に死亡なり傷害に対する判決例も額が多くなつております。これはまあ人命尊重という思想のあらわれと思いま

す。そういうようなことが非常にびまんしてまいりますと、いわゆる賠償義務というものがあるのでございまして、自然にこういう要請にこたえるために、損害賠償保険も保険率を引き上げていくという力が働いてくると思つてございす。われわれとしては、今後とも引き上げについては十分検討していただきたいと思いますし、また保険料の負担能力等もありますので、十分その辺を勘案して引き上げて保障していきたいと思つて、す。

○浅井亨君 いわゆる前向きでいこうというわけですね。

次いで、そのほんとうに事故を起こしてまいりますと、その相談というわけについて、普通の民衆は窓口困つていうわけですね。右往左往して、窓口をさがして、ほんとうに懇切丁寧なやつてくれるところというところになると、なかなか見当たらないという感じがあるわけなんです。普通の人々は全部そうじゃないかと思つて、非常に感情的に困つておりますし、精神的にも混乱しておりますので、そういうことに対して非常に困つております。そうすると、そこにつけ込んでくるのが、へんてこなあつせん屋というのです、か、そういうのが入つてまいりまして、そうして被害者自身が救われなくて済むというやうなものが非常に多いことがあるわけですが、こういう窓口があるのだということを、政府自身はこれに対するPRをやつておられるとは思つて、現在はそのようにおやりになっておるか、それをお聞かせ願いたいと思つて、す。

○政府委員(坪井為次君) 現在は、公的と申しますが、そういう意味の事故相談を受ける機関がございせんので、被害者は非常に事故が起つた場合に相談するところがないというのが現実でございます。事故関係につきましては、裁判になりましては相当費用もかかるし、あるいは期間もかかる、あるいはまた保険金の請求手続等も一般

に認識されていない、こういったような理由から、悪質示談屋などがその間に介入しまして、いろいろと問題を起しておるわけでございます。われわれとしては、事故相談という問題につきましても、さらに前向きで、いろいろと関係方面と相談して、検討していきたいと思つておるわけでございます。

○浅井亨君 相談していきなさい。その窓口についているのですが、その窓口をどのようにきめられ、どのように推進しておられるんですか、それを聞きたい。いわゆるわれわれ被害者の立場のときは、さあ事故が起きたと、どこへ行こうかと右往左往しているわけなんです。そのときに、はつきりした窓口はここにあるんだということをはゆるほんとうに知らしめていこうというPRはどのようにおやりになつておるんですかと、こういうことなんです。

○政府委員(坪井為次君) ただいま申しましたように、公的な機関としての相談所というものがございませぬ。現在は、地方の交通安全協会とか、まあそういったところに事故相談所というものを設けているところもありますけれども、それは全部でないというところで、問題があるわけでございます。相談業務、相談事務というものを、もっと公的なものを将来検討していきたいと思つておるわけでございます。

○浅井亨君 検討していきなさいやなくして、これはつくるべきものだと思うんです。これがなければ、いわゆる被害者を保護するとか、これは口先だけになるのであって、直接にこういうところがある、その人々が安心して切つておして話し合ふところがあると、こういうのを公的につくるなければいけないと思ふんです。考えておくような段階じゃないと思ふんです。そうでなければ、人命尊重とか被害者保護だと言つたつて、うそになつてしまふ。私は実際の問題を申し上げておる。考え方の問題じゃない。そういうものについてどう考えているか、やるんですか、やらないんですか。

○政府委員(坪井為次君) 実は昨年度も、この事故相談その他被害者救済のための方法を運輸省としてもいろいろ構想は持つておつたんでございませぬが、いろいろの事情でまだ実現しておりませんが、われわれとしてはさらに前向きにこの問題について実現をはかりたいと思つております。

○浅井亨君 いまお聞きしますと、いろいろの事情と言いますが、その事情を話してください。

○政府委員(坪井為次君) 昨年度予算要求で保障センターという構想を考えまして、ただいま政府でやつておる保障事業が被害者救済のための事業をやつておりますので、これを活用しまして、相談活動なり、あるいは被害者のための融資なり、あるいは貸し付けなり、そういったものを行なつたらどうかという構想があつたわけでございませぬが、いろいろと関係方面と折衝がございせんので、まだ法案提出というところまではいっておりませんけれども、われわれとしてはいろいろと検討しておるわけでございます。

○浅井亨君 まだその域に達しないと言ふんですが、この保障制度できてから何年になるんですか。それからそういうような問題が累積していると思ふんです。またあなた方もお耳にしているんじゃないかと思ふんですが、それを早くやらなければ、ほんとうに急場の場合、皆さんがほんとうに困つておる問題がたふさぐあつた。私は一々のこまかい例は申し上げません。そういうことで、悪い周旋屋みたいなものが中へ入つて何ら得るところがなかつたというやうな問題がたふさぐあつたわけなんです。ほんとうの被害者の保護であり、ほんとうにそれを考えていくならば、これを一日も早くやらなければいけないと、民衆というものは法律というものは知らないやうなものでありますけれども、またそういう問題を知らないうちに知らないが通じやないかと思ふんです。それをやるためには、やはり窓口というものをはつきりして、そしてここへおいでなさいと、そういうときこそほんとうに懇切丁寧に導いていくとい

うのが政府のやり方じゃないかと、こういうふうには私は思ふんです。それをやつてこそ、人命尊重といふ、被害者保護といううたい文句も通るのじゃないかと、こういうふうに私は考えるわけです。こういう点をひとつはつきり前向きにやつていただけるのですか、どうなんです。

○政府委員(坪井為次君) 運輸省としては、被害者保護のために必要な制度であるという考えから、実現に努力しておるわけでありませぬが、まあ事故相談その他になりますと警察との関係もありますし、そういうところとも十分連絡をとりまして実現に努力したい、かように考えます。

○浅井亨君 それから今度の契約ですが、あれ年によつて違ふのですが、これが施行されますと、前の契約と今度の契約との中間で、いわゆる保険金額はどうなるんですか、これは変わらなすか、やはり百五十万円は百五十万円ですか。切りかえの間です。

○政府委員(坪井為次君) 今回の法律が通りますと、この政令を改正いたしまして、死亡の場合百五十万円に引き上げるつもりでございませぬが、これにつきましては旧契約につきましても適用がございまして、一斉に百五十万円に引き上がるわけでございます。

○浅井亨君 今日までのいろいろ剰余金があつたと思ふのですが、それはどのように使われたのですか。

○政府委員(坪井為次君) 国の特別会計の保険勘定あるいは保障勘定におきましては、剰余金は全部資金運用部に預託されております。

○浅井亨君 もう一つ最後にお聞きしたいのは、個人タクシーですが、これは政府としては、これを推進するといひますが、それをいいことだと思つておりますか、悪いことだと思つておりますか、どちらのほうをとつておりますか。

○国務大臣(中村實太君) 全体的に見まして個人タクシーの成績はおおむねよろしいというのが、これは世論の認めておるところだと考えております。運輸省といたしましても、個人タクシーを許

します場合に、運転手の実績とか人柄とかに十分検討を加えておられますので、成績は相当いい成績があつておると考えております。今後この個人タクシーは増加させていく方向で運用してまいりたいと、かように考えております。

○浅井亨君 増加していく方向であるというんですが、いま個人タクシーへの申請をいたしましても、なかなかそれが通らない。で、この間も参りまして、昨年の三月に申請したけれどもまだこない。これでは、この一年間その人はちやうど宙ぶらりんでぶら下がつて、何かばたもちでもくれないかなというふうになつてしまふのですが、これはあまりにもずさんだと思ふのですが、受け付けたら、半年に一ぺんぐらい、まだだめだとか何とか本人に知らしてやつたらどうでしょうかな。何にもしないではつとほうつておいたのでは、本人はどうしていいのだからさっぱり見当がつかぬ。これ一年間もかかるんですか、申請して。推進していく気持ちがあると言つたつて、推進するなら推進するで——たいへんだと思ふんですが、この点ひとつはつきりしたことを聞きたいわけです。

○政府委員(坪井為次君) 個人タクシーがたまつておりますのは東京でございまして、東京においては、オリンピックがございましたので、そのときにどつと個人タクシーの申請が出まして、現在四千件ばかりたまつておるわけでございませぬ。そういったことで、個人タクシーをふやす方向ではありますけれども、審査にいろいろと手間がかかる。それから、需給状況その他を勘案しながら徐々にこれを免許していつておるわけでございませぬ。相当昨年か本年にかけてはぼつぼつと免許しておるわけでございませぬ。

○浅井亨君 オリンピックがあつたので、非常にたくさんあつた。そのあとでいま、審査に時間がかかる、こういうお話ですが、一年以上かかるんですが、審査に。これはちやうと解せないやうなものです。手薄なんではしうか、それともほんとうにそれだけの時間がかかるのですか、それともいわゆるそれほだまでにふやしちゃう困る、こう

○政府委員(坪井爲次君) 事業者の報告をとりまして、それに基づいて実事率というものを出しまして、それがたとえは五五%を上回れば免許をする、それからそれを下回っているときには免許はちょっととめると、そういうたようにして需要の増加に対応するようになやしているわけだ。

ら行政のような形になっている。そういう点で、田邊さんの意見をちょっと聞かしてもらいたい。

ついてもよくわからない。それから、いま言ったように、一応金をもらったけれども、それでは何と

受けた人のための特別な療養施設というお話もございました。これはまあ似たような例をとりますと、たとえば労働者災害保険というのがございす。あれは労災病院というのがやっておる。そう

いうようなものと同じように考えるのがいいのか、あるいはこれは非常に被害者層というのは実際に区々まちまちでございまして、いわゆる組織労働者というものはだいたい連うわけでもございまして、それそれみながかりつけの病院なりお医者さんなりがおりになるわけでもございまして、一括そういう特殊な療養施設をつくることはたして効率的であるかどうか、その点はいろいろ方法論として問題あるかと思ひますけれども、何にいたしまして、確かにおっしゃる通りに交通戦争というものでありますので、これらの災害防止の点で、予防措置、交通の安全施設の整備、これにまず力を入れなければならぬ。そのためには、先ほど来保険会社のお話も出ておりましたが、保険会社においてもそれについてはかなり積極的になつてまいりました。警察とタイアップして交通安全施設の整備のために相当いゆる資金的協力をするとかいうことをだんだんにやつております。そのほかに、いまの相談所の問題もございまして、うし、あるいは被害を受けたあとの療養等の問題、いろいろの問題多いと思ひます。それにつきましては、今後十分ひとつ善処し得るような体制を整えていかなければならぬと思ひますが、同じ大蔵省でございまして、実は予算の査定は私どもの所管でございまして、主計局などというものもございまして、十分そういう方面等とも話をいたしまして、前向きに持っていくたい、かように考えております。

○岡三郎君 大蔵省の主計局が予算編成するといつたつて、自賠法なら自賠法の基本的な行政をやつておるところはあなたのところだ。あなたのところからそういうことを主計局のほうに言わなければ、だれが言うんですか。それは人のことだからおれのことじゃないと、それじゃやはり血の通つた行政にはならぬというふうにとられるわけですよ。われわれも何もむずかしいことを言っているのではなくて、労働災害、労働者が災害起したときと違つて、これは交通災害によつて起こつたことだから、限定されているわけですよ。

ただ、教がだんだんふえているところ、問題がある。ただ、事故件数が総体の車の増加率からいへば減つてきているところだから、やはり見通しとしては立てられるというふうにならねば考へてゐる。そういう点で、総体的に社会保障が充実していればいわけですけれども、しかしながらなにかそういう点は完備されておらないということになるというところ、あらゆる面から可能な範囲内においていろいろとそういう施設をつくつていくことによつて総体的に被害者保護というものが充実していくんだというふうな考へておられます。そういう点で、保険会社のほうも、それは金があつてくれば料率を下げるとか、あるいは賠償金額をふやすとか言つておられますが、賠償金額をふやすとか、やはり交通事故にあつた人を金だけで処理するといふ考へ方ではなくて、ほんとうにその人間の生命を守つてやる、あるいは生活を守つてやるというふうな形の中に、かりに金が浮いてきたらば、ある一定の金額を回すなら回すというところにおいて、だれもこれを不当と思ひ人はいないと思ひ、だから指導してくれというのです。金がないところへそれをやれと言つてゐるのじゃなくて、いま金がある程度出てきたから百万円を百五十万円にしようというのだから、だからこういう時期に、ある程度そういう方向づけというものをしているといふ時期じゃないか。いままでのように赤字でやりくりができてゐるというなら、これは無理だと言へるけれども、一方においていま言つたように金額をふやすこともいいでしょうけれども、それだけでは被害者保護にならぬという形の中で、いま言つた方法で指導していくべきである、農協がやろうというのですから、いまの保険会社も原動機付のやつもやるわけでしょう、町の中では農協に全部原動機付のやつをまかせますか、そういうわけにいかぬでしょう。となると、同じものをやつて片手落ちの現象じゃないかと思ひわけです。やればできるということを私はここで言ひたい。だから、それを運輸省が言つてゐるようなセ

ターをつくるということについての予算編成に協力するということは、やはり銀行局のほうでやつてもらふ、と同時にそれとあわせて、いま言つたような業者自体がひとつそういう方面に取り組むという形をぜひ実現してもらひたいと思ひます。もう一べん力強い銀行局長の御発言を聞きたいのです。

○政府委員(佐竹浩君) 大いに前向きにひとつ取り組んでまいりたいと思ひます。

○相澤重明君 資料の点でちよつと説明をしてもいいと思ひますが、運輸省の出したやつ。一番簡単なことだから。二ページ「自動車及び原動機付自転車の車両数及び死傷者数の推移」三十九年度のところを読んでみてください。

○説明員(小口喜久二君) 三十九年度の資料は、自動車につきまして車両数六百九十八万四千八百六十四両でございまして、これに對しまして死傷者数は二万七千九百八十七人、合計いたしました二十八万九千二百三十九人でございまして、それから原動機付自転車でございますが、車両数は六百七十二万一千七百六十三両、これに對しまして死傷者数は、死者が二千六百八十二人、負傷者は九万一千七百六十三人、合計いたしました九万四千四百四十五人でございまして、

○相澤重明君 いまその数字のその次、今度は五ページの「自動車損害賠償責任保険の現状」(1)「保険金支払状況の推移」、三十九年度読んでみてください。

○説明員(小口喜久二君) この数字が二ページの数字と違つておられます点は、こちらの五ページの数字は保険の支払い状況の数字でございまして、したがって、この年度にかりに起こりましても、前の契約年度のものをごとて全部処理されておりますので、現実には起こりました二ページの数字とはそういう意味でもつて食い違いを生じてきております。

○相澤重明君 その次、同じく七ページの「保険加入率の推移」三十九年度、これをやらなければ数字が出ない。

○説明員(小口喜久二君) 七ページのほうの数字は、「注」にございまして、この保険対象車両数は、総車両数から適用除外車及び自家保有者保有車というものを控除いたしました数値でございまして、

○相澤重明君 数字をちゃんと読まなければいかぬというんです。

その次、八ページの「(6)「自動車損害賠償保障事業の現状」三十九年度」と読んでみなさい。

○説明員(小口喜久二君) 三十九年度の数字は、死亡者は二百三十六人、総支払い額は一億二千八百六十六万八千四百、平均支払い額は五十四万三千八百六十六、重傷者と軽傷者全部合算して負傷者のほうは七百三十九人、それから総支払い額は三千九百八十五万六千四百、平均支払い額は五万三千九百三十三円、合計いたしました、人数にいたしますと九百七十五人、総支払い額は十六万八千二百五十五円でございまして、

○相澤重明君 そこで、いままで昨年の二月の保険料率改定に伴つたときの赤字額、今日百五十万に引き上げようとしておるときは不足額、これからどのくらいいゆる全体の収入においてまだ足りないかというのを数字をあげておるようですが、いま一度説明をお願いしたい。

○吉田忠三郎君 まだ答へが出てないようですが、ものはついでだからひとつ何とおきますが、君が出したこの資料では、四十一年度の契約件数はかくかくという数字が、最後には九千七百七十二円保険金を払へと。それで四十一年度の推定——きよう出したその大蔵省の資料というのとはほとんど推定だよ。その点についてはあとでよくは質問しますけれども、それはそれとして四十一年度はどのくらい赤字になるのか。これは推定で出しているわけですから、推定でけつこうですから、何百億くらい推定で赤字を見込んでおるのか。それと一つは、この制度ができてから、再保険分の六割が大蔵省の特別会計、つまり運用部資金に使われておるわけ

しょう。これの年次別の特例会計に入った金額、それからトータルした金額はいま幾らになるのか、これを君のほうで把握しておると思うから、答えてもらいたい。

○相澤重明君 私の方からは、たとえば大蔵省から出している「自動車保険料率算定会役員名簿」というのが一番上に載って、その次の「年度別収入純保険料と支払保険金の収支実績」、これ書いてあるね。この実績で三十七年度まであなたのほうで資料として出しておる。あなたのほうは三十七年きり出してないけれども、いま出されたこの資料の説明をきくは先ほどからあなたが補足したわけですね。そこで、私がいま運輸省に質問したのは、一体全部の強制保険に加入しておる車両数、それと同時にどのくらいの死傷、いわゆる保険金を払っておるか、これを年度別に輸出してある。その年度別に輸出してあって、身近なところで三十九年度のいま発表された。だから、三十九年度のは運輸省で統計が出てるんだから、単に推定推定と推定ばかりでは困る。そこで、大蔵省がなぜ三十七年度きりの数字が出せないのかというのが一つ。それから三十九年度のこのいわゆる運輸省が輸出している資料に基づいて出した場合にはどうなるのか。こういう問題を、これは明らかに両省の——大蔵省、運輸省のものをとってみれば、私は先ほど補足説明をされたものを見て、たとえばその一つの中の例をとっても、手数料の問題については約倍になる。これは一つの項目です。そういうものから見て、あまりにも大蔵省が安易にものを考えているのじゃないかという気がするわけですね。そういうところで、それは質問に入る前に実は運輸省から数字的なものを答弁をされたわけなんです。だから、運輸省の数字が、今度は逆に私から言わせるならば、運輸省が三十九年のときにはこういう数字で来たんだが、昨年の二月の改定をしたときの現状はどうかということを書いて説明しろと、こう言ったんです。つまり、四十年の二月のときには幾らの赤字になっておったのか。そうして今日四十二年になったんだが、昨

年度の実績から見ても、これが一つの推定になっていくわけだ。こういうことを、私は皆さんがせっかく出された資料だから、それをひとつ説明をしてももらえば、お互いに議員としても皆さんが説明をすることがのめ込めるわけだ。ところが、その数字さえ満足に答弁ができないということになってしまつて、これはなかなか推定の問題さえこれは把握ができないです。そういうところをいま聞いていくわけなんだ。いま一度答弁をお願いしたい。

○政府委員(坪井為次君) 私のほうでいま数字を申し上げましたのは、たとえば保険勘定、保障勘定それぞれについて、その年度での収支勘定を申し上げたのであります。したがって、その年度で支出になっておりますものは、あるいは二年前、一年前の事故もありまして、その前の事故によつて起こっている支出もある。そういうこととで、大蔵省で本日出したいろいろな数字とは事故率その他の関係が必ずしも結びつかない。つまり、その年度に支払ったもののだけの収支計算が運輸省の数字から出ております。そういうことになっております。したがって、たとえば三十七年度の保険収入とそれに見合う保険支出というものは、二年経過しないと正確な数字は突き合あわされない、そういう意味でございまして。

○政府委員(佐竹浩君) 先般御提出しました収入純保険料と支払い保険金、これが三十七年度までになっております。三十八、九年度のそれぞれの数値はこの前口頭で申し上げましたが、なぜこれを省略いたしましたかといふと、たとえば三十九年度に契約をしまして、その年に収入がありましたが、その収入された保険料の中から支払うべき支払い保険金というものが、三十九年度にとどまらず、四十年、四十一年、四十二年、つまり、先ほど御説明しましたが、契約年度を含めまして五年間で支払われる、こういう経験値がございまして、三十九年度の単年度の収支では成績を判定することができない、不可能である。したがって、今回の保険料率の再検討は、現在の保険料の計算の基礎に用いたその数式にさ

かのぼりまして、その数式の基礎を一つ一つ、件数とそれから支払い保険金の平均金額、これを再査定といふんです。再計算をして計算をし直す、それが先ほど御説明をいたしました数式の計算になるわけでございます。現在は保険収支の実績は、料率引き上げ後の実績は判断ができない、こういうこととございまして。

○木村睦男君 いまの大蔵省の御答弁並びにきょう配られた資料に関連して一つだけお尋ねしたいのですが、いまお話しのように、この資料の第一で、三十九年の二月に改定されたときの一件当たりの保険料というものが、このページの(1)の中ごろのところに入八千八百五十九円というのが出ております。これは昭和三十五年の契約件数を基礎にして、そうして一年間の死亡、それから傷害のために支払った保険金を加入した全車両が分担すれば八千八百五十九円になる、こういう八千八百五十九円ですね。そうすると、これを基礎にして、次のページのまん中ごろの2の「現行純保険料の検討」というところを見ますと、その後の保険金額が変わつてきた、五十万円から百万円になったということで、前のページの数字を新しく四十二年度契約に引き直して計算してあるわけですね。これを見ますと、現行純保険料について、その後の事故率は減つていて、百両当たりの事故件数が〇・三六二が〇・二三八に減つていて、それから支払い単価も、実績上、死亡が百一万二千円、傷害が十六万三千何しがしに変わつていて、これらを推移して現行純保険料を検討した、こうなつておると思いますが、この推移を検討する中に一つ私は抜けていると思うのです。事故率の変化、支払い単価の推移、それに加入率の推移といふものを加味しなければ、正しい数字にはならない。というのは、この加入率の推移を無視して、事故率と支払い単価だけの推移を勘案すれば、前の八千何しが、今度は一車当たり六千八百五十二円で負担できる、こういうことになりまして、三十五年度のほうの加入率は七八・九%ぐら

い、三十九年度で見ても八八・九%、ことに三十九年から保険のステッカー制度をしてからは、四十年、四十一年度は九〇%もそこうとして、この加入率の増加というものが考慮されれば、この分母に値する二百六十二万九千六百六十一件といふものが、加入率の推移が加わつて、その比率をかけて、分母がもう少しふえなければいかぬ。そうすると、六千八百五十二円といふものは、さらに五千円なりあるいは四千五百円になるかもしれぬが、要するにこれはずつと減る。つまり、加入率も変わつてきておるのであるから、三十五年度当時の実績を四十二年度当時を引き直して見れば、もつとも一両当たりの負担分は少なくなるというのが私は筋道ではないかと思ふので、この加入率を無視して、八千円が六千八百円になりまして、この差額で百万から百五十万にしようとしたから、この立案になつてはいるが、もつともろしいという立案になつてはいるが、もつともろしいと幅が出てくるのではないか。なぜこの加入率の推移を考慮されなかつたか、また考慮することが間違ひであるかどうかということについての御説明を承りたい。

○説明員(田辺博通君) 同様の御質問が私どもこの案を出した審議会におきましてもありました。これは私ども実は、結論から申し上げますと、間違ひではないかと考えております。と申し上げますのは、この現行純保険料率を検討しておりますのは、この純保険料率をつくりましたときのその要素にさかのぼつてやっておるわけでございます。この分母にいたしましたも、三十五年度の契約の実績、つまり加入率を反映いたしましたその契約の件数はもちろん、その契約上起こつてまいりました保険金の請求があつたその実際の件数を用いてあるわけでありまして、つまり、いわば保険事故率になるわけでございますが、これは今度は、たとえば四十二年度と仮定いたしますと、これは実際にはそのような計算はいたしておりませんが、この加入件数はふえてまいります。つまり、分母がふえるわけでございます。それに応じて、率としては変わらないけれども、分子の事故件数、こ

れもふえるわけでございます。したがって、分子も分母も同様にふえることになりまして、率といたしましては、保険料率を計算いたします場合には、加入率の点は考慮に入れなくてもよろしいと、こういう審議会で結論になりました。と申しますのは、かりにでございますが、保険に加入していない人の起こす事故率、それと加入している人の起こす事故率、これが全く同様であると仮定をいたしておるわけでありまして、かりに加入していない人の事故率のほうが多いということでありまして、ごくわずかでございまして、おそらく加入している人の事故率が若干低くなる。しかし、逆に保険に加入していない人の起こす事故率が少ないということになりますと、これは逆に加入しているほうの人の事故率がこの計算値よりは多くなる、こういうことになります。ただし、加入している者の起こす事故率と、それから加入していない人の起こす事故率、これはどちらが大きいという判定する資料もございませんし、また根拠もございませんので、率といたしましては、つまり加入率がふえまして、分母もふえますし、分子もふえる、つまり率といたしましては変わらない。したがって、保険料率の計算といたしましてはこれではよろしいのではないかと私もは考えております。

○木村陸男君 いまの御説明もよく私は理解できぬのですがね。その分母になるこの数字の件数そのものが、四十一年度は車両数がふえるからふえるということをおっしゃるのじゃなくて、実数を言っておるのじゃなくて、加入率というものが、パーセントが三十五年の加入率と四十一年度の加入率が違う。この表のものになるもの自体が、契約をしておる、加入しておる車両一両について何ぼ保険を負担するかという数字が前提になっておるわけでしょう。したがって、いまあなたがおっしゃる通りに、加入していないものが事故を起こす率がどうのこうのというのは議論の外なんです。この議論の中に入らないのです。これは加入しておる、つまり保険契約を結んで保険

料を支払う立場に立つ車両というものが一両当たり幾ら払った生ずべき損害に対して補てんでくれるかという基本の数字をここで出しておるわけですからね。それを三十五年の実績を移して四十一年度で換算して考えようというのですから、三十五年と四十一年度の事故率の変化を見る、これといったものがあるのです。また、一件当たりの支払い単価が変わってきたのを見るのもいいのです。同時に、加入率もこういうふうに変わってきたというのを見なければ、これはおかしいんじゃないですか。いまの説明ではちよつと納得できません。

○委員長(江藤智君) ちよつと速記をとめて。

〔午後三時二十四分速記中止〕

〔午後三時四十三分速記開始〕

○委員長(江藤智君) それじゃ速記をつけて。

さつきは質問に答えてください。

○政府委員(佐竹浩君) いまの相澤先生のお話によりまして、いま私がちよつと申し上げたようなああいう方式、非常に不正確な方式ではありますけれども、かりにそういうもので試算してみたらどんな姿になるだろうか——つまり精密度については全然自信のない、相澤先生もそれでいいとおっしゃいますから、かりにそういうものを計算したらどうなるかということをお目にかけることにしたいと思います。それでよろしゅうございませう。

○岡三郎君 私の聞きたいのは、この中に資料が出ていないが、ずっと保険会社をあなたの方で監督しているのだから、その総計が何年度幾ら入って幾ら出ていった、それをずっと現在まで出してもらいたい。

○政府委員(佐竹浩君) それは、前回の資料で三十七年まで出ておりますね。三十八年度以後は田辺課長が口頭で補足説明しておりますから……。

○金丸富夫君 この会社はこうなつてこうだと、こういうものをひとつ出してもらいたい。

○岡三郎君 会社別に出してもらいたい。

○委員長(江藤智君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(江藤智君) 速記をつけて。

吉田委員のやつ、答弁を願います。——もう一ぺん吉田君。

○吉田三郎君 田辺君、さつきは私が言った意味は、つまりさつき出した資料です。これは決していいかげんだとは言いませんけれども、ほとんど推定ですから、だから、ぼくはまだあととこれから質問しますが、その他は別として、この推定でいって最後に九千七百二十四というものが出てくるけれども、さっきのあなたの口頭説明では、四十一年度では推定でいろいろふりになる、こういう御説明があった。だから、推定でけつこりだから、何百億程度も出るのか、いわゆる黒字になるのか、剰余金が出るのか、これが一つ。

それから、再保険の関係で特別会計に入る六〇％ですね、この分が年次別にどのように特別会計に入つていったか、それを出していただきたい。こういうことです、ぼくが先ほどあなたに聞いたことは。

○説明員(田辺博通君) 実は四十一年度、御質問の趣旨は、保険金額を引き上げないでこのままにしていけばどうなるか、こういう御質問だろうと思ひますが、実際の数字をばいじっておりませんが、七七・三五というのがそのパーセンテージになるわけでございますから、その逆数と申ししますか——が余裕分になる、こう考えてよろしいと思ひます、据え置いておきますれば。

それから第二の、再保険特別会計の数字は、実は再保険特別会計を管理しておるのは運輸省でございます、その実態を把握されておりますのは運輸省でございます。私どものほうは具体的には存じませんので、運輸省のほうから……。

○吉田三郎君 それじゃ、運輸省のほうからそれは答えてもらひませう。

逆数ですから、頭に入りにくい。足すとのくらいになりますか。

○説明員(田辺博通君) 四十一年度の契約により

ます純保険料の収入総額、これが幾らになるか——かりに七百億といたしますか、現在は五百数十億でございますから、四十一年度では七百億になりますと、こういう仮定をいたしまして、その二・一％、二割一分何がしてございまして、その大体四百、五十億というものが黒字になる、こういう考えてよろしいかと思ひます。

○岡三郎君 そういう答えをはつきりしてくれれば……。

○説明員(小口喜久二君) 再保険勘定の収支につきましては、三十九年まで出ておりますので、その数字をあとから御提出したいと思ひます。

○吉田三郎君 それはあとで出すのだな。

○木村美智男君 大蔵省に伺ひますが、さつき出した資料の二ページの関係で、先ほど木村委員のほうから加入率の問題が出たのですが、私はここに出された数字それ自体の中に一つやっばり問題があるような気がいたします。それはこの2の「現行純保険料の検討」という中で、たとえば分子、分母の関係ですけれども、この「一件平均死亡支払保険金」というやつは、百一万二千五百七十八円というものが次のページに修正をされてあるように、少なくとも三十九年四月から四十年七月といったような関係の数値を出して、そうして修正をして四十一年度契約に直してあるわけですね。そうすると、この一件平均の死亡支払保険金というものは大体四十一年度こうなるであろうという推定に立っている。そうしてまた、死亡支払件数そのものも、これもまた二ページの最後のほうで、警察庁調べの死亡率を三十六年から三十九年を引いて、そこで一つどういふ変化をするかという修正をしていくわけですから、これまたある意味では死亡率が減つてきているということと推定をしていく。そういう意味では、大体あとの傷害の場合も同じようなことが言えるわけですから、分子に関する限りですね、大体四十一年度というところを目ざして一応数字を推定している。ところが分母のほうは、依然として三十五年のほうの契約件数にあるというところに私は問題がある。だから

ら、木村委員のほうは加入率から問題を投げかけましたけれども、私自身はこの数字そのものを、加入率の問題はそれとして、一つ問題があることを別に、ここの自体の中にもう一つやはり、三十五年契約件数がこの分母となるということについて、これはおかしいではないかということが一つ、これは疑問として出てくるんで、この点をひとつ答えてもらいたいと思います。

○説明員(田辺博通君) これは第二のこの数字がございいます。分母が三十五年契約件数をとっておりまして、分子の単価は別にいたしました。件数の点でございまして、死亡を、九千二十七件に、例の割引と申しますが、事故率の低下傾向を掛けております。この九千二十七件と申ししますが、その前の第一表といいますが、第一ページに書きました現行法の保険料率の計算の基礎に用いた数値と同じでございます。つまり、三十五年契約によって支払われた件数そのものでございいます。つまり、件数の点におきましては、三十五年度で支払われた件数に事故率の低下傾向を掛けて、つまりベースは三十五年度を用いていると、分子の件数につきましては、そこで、同じベースの三十五年度の分母で割りますので、私は、付保率の關係は、この法律に置き直すことによつて、付保率云々のことは直接關係ない、こゝういふぐあいに申しておるわけでございます。

○岩間正男君 ばくは二、三点質問したいのですね。

第一に、三十九年度、これは六百七万両ということになっているわけですね。ところが、提案理由を見ますと、六百七十二万両、こゝういふふになるのです。それで、この算定は、先ほどから問題になっている加入率の問題とも關係してゐるのですけれども、しかも事故は減つてくるわけでしょう。最初の基礎は六百七万両で計算してゐるわけですね。この点はどうかです。この点は、むろん、それは加入者が多くなれば事故がふえるから、これはとんとんといふに一応考えられます。しかし、非常に増加率は、なんでしょう。

事故の増加率は減つてゐるんでしよう。そういう点についても厳密なこれは計算をしてゐるのかどうか、この点はどうか。

○説明員(田辺博通君) たいへん恐縮でございますが、六百七万両を基礎にしておつしやいますのは、どのことでございましょうか。

○岩間正男君 原付の自動車。

○説明員(田辺博通君) お答えいたします。原付の料率は、新しく保険の対象にするわけでございますので、これはこの現行保険料率の再計算という形ではなくて、原付の警察庁の事故率、それに對しまして、有責割合等々につきまして別に計算をいたしております。この表は、前回の改定の際の基礎と、それから今回保険金額を引き上げるということのための資料として御提出したものでございいます。

○岩間正男君 この提案理由の説明では、これは六百七十二万両ということになっているのです。ところが、この保険料を原付の場合二千五百四十円にきめた基礎資料を見ますと、六百七万両というところになっているわけですね。そうすると、その誤差といふのは出てゐるわけでしょう。實際現実は違つてゐるわけですね。それから事故率が非常に一方では低下してゐる。そういう傾向があるといふことになれば、そういうファクターを掛けていけば、当然これは二千五百四十円という保険料ですね、これはいろいろの手数料を含めてのものですけれども、純保険料の千九百七十円ですか、この算定の基礎はどうかです。最近それははじいてみないのですか。三十九年のものをこれは基礎にしているんでしよう。

○説明員(田辺博通君) 原付の保険料を計算しますもといたしましては、警察庁の事故統計をもとにいたしました。警察庁の事故統計は昭和でございまして、昭和三十三年の実績が出ております。三十九年度でございまして、そこで、これに對します分母として考えますのは、三十九年度末、つまり四十年三月までの車両数は、御承知のとおり、六百七十二万二千台でございます。これを分母に

いたしますと、昭和の事故率には見合はないので、ちやうど昭和の中央と申しますか、三十九年の六月の時点の車両数に引き直したわけでございます。それが六百七十六万六千三百三十四、こゝういふ数字になつております。これは分子といたします事故数との關係から用いたわけでございます。

○岩間正男君 この計算はどこに出ているのですか。ちやうどわからない、この資料は、出てゐるのですか。ただ、非常に概括的なのは配付されてゐるのですか。やはり詳細の原付についての資料も出てゐないのか。これはどうですか。計算の基礎だけある。どこに出ているのです。この資料をもつてゐる。これはまず計算の基礎だけだ。いつも中身がない。

○委員長(江藤智君) ちやうど速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(江藤智君) 速記つけて。

○岩間正男君 それから、私は基本的に、これは大臣に伺いたいのですが、これは営利本位でないといふことをしばしば言明されてゐるのです。そのういふ点について、これははっきり確認できるのですか。どうなんですか。営利本位でない、したがって当然、この關係の保険会社についての嚴重な調査、それからこれに對する監督といふやつはできなければならぬと私は考えるのです。こゝに今度は強制加入でしよう。強制加入といふことになりまして、その点に對するはつきりした態度が必要だと思ふのですが、その点いかがですか。

○政府委員(坪井為次君) この法律は、この保険の特殊な性格にかんがみまして、営利の介入といひますか——認めない、つまり保険料率の算定にあつては、営利性、利潤といふものを見込まないといふたてまえになつておりました。われわれとしては再保険を通じて保険会社の実態といふものを十分把握できるので、そういう点で監督ができると思つております。

○岩間正男君 保険会社の実態をつかむことができれば、それでいいですか。それでは私は、

何社現在この保険会社があるか、そしてその営業内容、営業成績についてはちゃんと報告を受けてゐるんですか、そしてその經理についてこれははつきり立ち入つて検査をやつてゐるんですか、そう言えますか。

○政府委員(坪井為次君) 個々の営利会社についてではなくて、この保険制度全体として、再保険を通じてその六割は國が再保険してゐるということから考えれば、保険収支といふものが明らかである、そういう意味であります。

○岩間正男君 それは一般の自動車の場合さうだが、今度は原付の場合、それ検査する手段がなくなる。再保険じゃないでしよう、再保険をたてまゑとしない。そこをどういふふうな今後のためまゑとしてやるのか、強制加入ですから。しかも、いまのような答弁だとすれば、再保険してないといふことで、これは實際はこれを押さへることが非常に困難になつてくるといふことを裏書きすると思ふんですが、この点についてはどうですか。

○政府委員(坪井為次君) 再保険すれば原付についても明確に把握できるわけでございますが、先ほど申しましたように原付の再保険といふものは非常に手数もかかりますので、それらを勘案いたしました。われわれといたしましては自動車の再保険を通じて原付についても十分適正な運営をはかつてまいりたい、かように考えております。

○岩間正男君 いままでのでもいいんですけれども、それは営業成績はどうかです。何社あります。何社あつて、そして営業内容について一般的にどういふことが言えますか。

○政府委員(坪井為次君) 各社別の保険会社の営業収支といふものはわれわれのほうでは十分わかりませんけれども、われわれとしてはこの保険制度の運用として再保険を通じて十分内容の把握が明確にできていく、そういうふうに思つております。

○岩間正男君 これは営業内容については一応報告することになつてゐるんですか、どうですか。これは大蔵省にお聞きしたい。

○説明員(田辺博通君) 保険事業は、大蔵省、私どものほうで監督いたしておりますので、毎年の決算状況はもちろん、毎月々の支払いの状況等も、特に自賠責保険につきましては報告を受けております。

○岩間正男君 それで、どうですか、営業成績の結果は、何社あるんです、いま。

○説明員(田辺博通君) 内国保険会社、元受けといたしまして十九社でございます。これは全社がこの自賠責保険をやはり行なっております。それから営業成績と申しますのは、先ほど来問題になっております自賠責保険の収入保険料と支払い保険金、これとの差額がどうなっているかという問題でございます。これは三十七年度までは赤字であつたけれども、最近はおよくなつてきています。こういうことが考えられるわけでありまして、ただ、実際の推定が非常にラフな推定しかできない、こう思います。

○岩間正男君 非常に内容は立ち入って検査をする、そういうシステムになっておりますか、それとも報告制になっているのか、その報告を大体承認するといふような形になっているのか、そここのところは監督のしかたはどういうふうになっているのか。実態を的確に押えることが現在でできるのかどうか、そここのところがどうも明確でないと思ふんですが、ばく然としたものじゃないですか。

○説明員(田辺博通君) 銀行局には検査部がございます、法に規によりまして、検査はいつでも行なうことができます、こういうことになっております。ただ、実際のやり方として、毎年全社を行なういとまがございませんので、大体全社の内容等によりまして二年ないし三年の周期でもって検査をやっておりますが、場合によりましては年々やる、こういうこともございます。いわゆる法規的には随時検査でございます。

○岩間正男君 概数でいいんですが、いまの純保険料、それからいろいろな手数料、社費その他

の、それから保険金の支払い、そういう大体の概数で各社の成績がどうなっているかということ、これはつかめるわけですか。これは資料としてもらえないんですか、どうですか。

○説明員(田辺博通君) この賠償責任保険につきましては、実は全社プール制をとっております。各社が受け取った保険料と申しますか、契約したものが、全社に一べん再保険の形でもってプールいたしまして、その後均等の質の危険と申しますか、保険内容をシェアに応じて配分するということになっております。純保険料部分に属しましては、会社ごとの場合でつまり損をしたりもうけたりといふことのないようなシステムにしてあります。したがって、保険の成績全体を見れば、それがすなわち各社の成績の反映である、こういうことになりまして、ただ社費の部分は、これは各社の腕の見せどころと申しますか、経費をよけいかけようといふところによりまして、多少の差がございます。ただ全体的に見ますと、先ほどちょっと御説明いたしましたが、社費の代理店手数料もそうでございますが、実際の経費に直らないで、たとえば人件費は公務員ベースに引き直すというふうなある標準をもちましてこの付加保険料率をきめてあります。実績から申しますと、全社的には社費部分については持ち出しになっております。

○岩間正男君 それは何か資料ありますか、持ち出し分になっていくという資料です。

○説明員(田辺博通君) 前回御提出いたしました資料の最後のところにその数字がございますが、当初は社費の部分は黒字でございましたが、逆に社費の改定がずつとおくれおくれになつてまいりました関係から、三十三年度以降から赤字が出ております。前回御提出いたしました保険料率算定会役員名簿、それから保険収支の実績等と御一緒に出したものの一番最後でございます。

○岩間正男君 これは加入が非常にふえる、それから経費もそれにつれてかさむということも考えられるのであります。しかし、そこから通減も考

えられるわけですね。そうすると、この社費についての検討というのはどういふふうになつていくのですか、この点についてどういふふうにしてこれを算定するのか。これは一応基礎はわかりました。基礎はわかっているが、各社によつていろいろバランスがあるでしょう。どうなんですか。そここのところについて、どういふふうになつておりますか。

○説明員(田辺博通君) これは各社のまず実績を見ます。決算数値を全部合計いたしまして、会社別には考えませんが、給与ベースの非常に高い会社もあれば低い会社もある、こういうものを見まして、各社のやつを全部合計いたしまして決算数字を見まして、そのうち人件費と物件費に分けて、人件費につきましては公務員ベース並みといふことで割り直しをいたします。それから物件費につきましては、先ほど御説明いたしましたように、これは現在の付加保険料は三十七年の八月に改定されたまま全体が据え置かれておるということ、実際の物価の状況にマッチしておるりませんので、これを四十一年度までの指数によりまして、御売り物価指数をとるものもあれば、消費者物価指数をとるものもございまして、それによりまして改定するという方法をとっております。

○岩間正男君 それから、この中で問題になるのは、保険金を請求してから支払いまでにあまり日数がかかり過ぎるのではないですか。現在請求から支払いまでの日数平均どのくらいになつておりますか、この統計ありませんか。

○説明員(田辺博通君) ちょっと資料、いまさがしますが、私の記憶で恐縮でございますが、一年以内で支払われるものが全体の約七割程度であつたかと思ひます。二年以内が九〇〇程度で、かなり長くなるものの中にもあります。この点は全く同感でございます。この支払いを早く促進するようになつて、このことを常に私ども督促をいたしております。査定事務所の人員の増加等につきましても、

今後大いにやつていく、こういうことになつております。

○岩間正男君 これは何ですか、請求というのは事故の日ではないわけでしょう。事故が起つて、それからずいぶんあとになって確定して請求といふことになるでしょう。それから支払いまで大体平均五十一日じゃないですか。これはあなたの方の資料だと五十一日ですよ。ずいぶん支払うまでに時間があるわけだ。そうすれば、この被保険者の利益はやはりそれだけ失われる。ばく大な金利じゃないですか、五十一日間の金利というのは、あなたたち計算したことありますか、ばく大なものでしょう。支払い保険金の金額、それに対して五十一日間の金利というのは、これはどこへいつているのだ、資料の中に、この厚いのに、これはどういふことなんですか。こういう一つの抜け穴と盲点があるわけですか。これはどういふふうな経理上見ておるのですか。いままでそれをあなたたちの統計の中に出してきたことはありますか、どうなんですか。

○説明員(田辺博通君) 支払いを大いに促進するように督促をいたしておりますが、若干のズレが現在あることは確かでございます。これにつきましても、金利はどうなつておるかという御質問でございますが、これは私どもなるべく早く支払うということを考えておりますので、金利についての計算はいたしております。

○岩間正男君 局長答えてください。そんなことでは答弁にはなりませんよ。

○政府委員(佐竹浩君) 極力その支払いを促進するといふ、いま田辺課長が申しましたとおりでございます。ただ問題は、請求のあつた日に保険金額が確定するわけではございません。保険金額確定の日といふのは必ずしも請求の日とは一致しないといふ点もございまして、その点をお含みおきたいださうと思ひます。

○岩間正男君 とにかく、五十一日もこれは延ばして、実際は、金利が浮いてくるはずだが、どこ

にも計算の中に入っていないわけですね。これを銀行局は全然このところ明らかにしてない。ただ促進しろ促進しろと言っているだけで、実際は時間をかけて、慎重審議かなんか、しらぬけれども、おくれればおくれるほど、金利はここにいくか、それは保険会社か、特別会計か、マル特、そういうものに入っているのじゃないですか。その額について押えたことありますか、相当はく大なものですよ、これは。それからやらなければいけない。それは金利をつけてやればどうか、それだけおくれる分だけ金利をつける。そうしてやれば、結局得にもならないから急ぐでしよう。結局は、何かやっぱりそれでもって不利益をこうむる処置をやらなければ、実際は金の操作というやつはうまくやられているのです。これが実態ですよ。小さいことのようにですが、小さいことじゃない。相当な額ですよ、五十一日というの。計算してみましたが、保険金の支払い額に、今後こういう点についてどういうふうにするのか、これは運輸大臣からお聞きしておきたいです。だから、結局は、私は、営利本位でないということを言っているけれども、実際は……私はまあ、いま一つの点、金利の問題だけを指摘したのだけれども、こういう問題が相当あるのじゃないか。そういう問題を明らかにされていくのだ。それは、その結果はどうなっていくかという、全部被保険者のこれは不利益になっているわけなんだ。こういうことがあったんでは、どんなに営利本位でないというのを強調しても、話にならない。当然そうではないということ、そうして、そういう指導監督の立場をとるといふならば、当然それに対しては一つの何というか標準の金利があるわけですから、それをちゃんとつけてやるというようにしたら——これは私は当然だと思えます。そういう処置とれないですか。

○政府委員(佐竹浩君) 岩間先生の御指摘は、おそらく、たとえば政府の支払い金の遅延防止、これを促進するための法律がござりますが、これは支払いが遅延すれば金利がつくということで促進

をする。いまお話しの問題は、つまり請求があつて査定が行なわれる。その上で支払い保険金が確定をする。確定したら、すみやかに払わなければいけません。これは。したがって、どの時点から数えるか。先生は、請求の日からすぐ数えたらどうか、こういうお話のようでございますが、それは必ずしも当たらない。それはやっぱり当然査定というものはやらなければならぬ。しかし、それは査定もそうだからやめてはいかぬということ、これはおっしゃるまでもないことで、適正な査定期間というものは、これは認めていかにやならぬ、こういうふうに思いますが、いずれにしてもこの問題はとにかく支払いを極力促進していくというところに尽きるわけでございますので、そういう意味で十分指導を強化してまいりたいと思ひます。

○岩間正男君 どちらも十分な答弁と思へないですね。指導強化ということをごまかされたのでは、実際に話にならないと思ひます。これは査定が何日というふうなのは法定したつていいのです。査定に要する期間は半カ月ならば半カ月、それ以上とこえる分については金利を払うというふうな方向だつていいわけだ。ずいぶん延ばされている平均ですからね、五十一日というのは。中には半年ぐらゐのものもある。ひどい目にあつては半平。そういう点では、一日も早くこれはこの保険金をとらなきやならないという事情にある人が多いのです。そういう実態をはたして大蔵省つかんでいくかどうかという、どうもそういうこととはいまの答弁じゃ不十分だと感ぜざるを得ないのです。その点はやはり検討する必要があると思いますが、どうですか、大臣、一つの企業に、さまつな例と言へばそれまでだけれども、この法にうたつていながら、実際はそうでない、これと反した、矛盾したことが行なわれているから、私は一つの例として指摘しているわけなんです。こういう点はどうなんですか。

○国務大臣(中村寅太郎) 保険金ができるだけ早く

被被害者の手に渡るように、あらゆる面で注意をし、くふうをして、そうして被害者を保護していくという精神に乗って、この保険の制度が運用されるように努力をしてまいりたいと、かように考へております。

○岩間正男君 この金利は、これは最終的にどこに入るのですか。特別会計に入るのですか、あるいは保険会社ですか、どつちですか。これはどうなんですか。政府もそれじゃやまいことをやっている……。

それじゃ次に移ります。再保険の問題ですがね、原付自転車の場合ですね、再保険を私は当然すべきだと思ひます。私はそういうことを特に言いたいのは、事故防止ということを盛んに宣伝しているわけでしょう。ところが、この事故の原因というものをよく分析してみると、これはいまの道路政策、つまり政府の政策そのものの中にこれはあるのじゃないですか。とにかくどうです。道路の問題はいつでも大きく問題になっているわけでしょう。ことに最近これは新聞で相次いで出ているのですが、江東方面の穴ぼこ道路、これは現に一週間で前にバイクで率行むすが転倒して頭をぶつけて即死した。これは江東で起こつた問題で、これは政府の道路政策が非常に貧困だといふこと、そうしたらあと三、四日後にまた重傷を負つたというのがあります。問題が起つてから道路を補修し始めたといふんですが、問題が起これなければそのままにしておくといふこと、これは大臣見られましたか、新聞で、これは大臣の責任の一端になつていふと思ひますが、この道路問題は単に建設省だけの問題ではない、こういう交通政策、道路政策が非常に悪い、そういうことが一つの原因になつていふ。もう一つは、車そのものがよくはならんしている。これは究らんかな政策、全くもうこういう政策に便乗して車のはんらんを来たしている、これが非常に大きな事故の原因になつていふと思ひます。統計で要求したいと思ひますが、どうですか。原付の場合、自分で起こしている被害それから他から、つまり

ほかの大きなトラックなどから起つていふ場合と、被害の統計が出ていふと思ひますが、どういふことになつていふんですか。そうしますと、当然これは資料ですね、なにしていただきたいんですが、他から起こされていふ。いまの政府の政策、それから販売政策それからいふ言つたような原付の場合、非常に車体が小さい、そういうことからくる被害、こういう点からいって、当然事故防止という立場に一体立つなら、私はやはり再保険を政府がやるのは当然だと思ひますけれども、むしろそのほうが非常に重要だといふふうに考へるんですが、なぜ一体これをはずしたのか、その理由をここで明らかにしていただきたいと思います。大臣からお願いいたします。それからさつきの資料についてはあとでお願いいたします。

○政府委員(坪井為次君) 原付につきまして再保険をはずした理由は先ほど申し上げましたように、現実問題として非常に手数がかかるというふうなこと、それから自動車再保険がありますので、それらについて十分、類推して行なへば、原付については、再保険がなくとも適正な保険運営ができる、そういう考へ方から取りはずしたわけでございます。事故についての危険分散という意味から再保といふことについては、原付については特に被害額の小さい点が多いものですから、その意味からの必要性というものは自動車よりも少ないのではないかと、さように思ひます。

○説明員(田辺博道君) 警察庁の事故統計には、第一原因と第二原因と分かれております。これはそのときの現場の警察官の状況判断だと思ひますが、その車が主たる原因になつていふのが第一原因で、従たる原因となつていふのが第二原因、その三十九年度の数字を申し上げますと、原付自転車第一原因として死亡させた人数は二千六百八十二人、第二原因として死亡した者は千四百四十人、それから傷害は第一原因として九万一千七百六十三人、第二原因として九万一千七百六十六人、こういう資料がござります。

○岩間正男君 いまの資料について伺いたいんで

すが、そうすると原付でない場合はどうなんですか。

○説明員(田辺博通君) 原付に対応します人数をそのまま出した資料は手元にございせんが、率として出した資料がございせん。自動車の場合は、三十九年度、死亡につきましては、第一原因は百四十七でございせん。それから傷害につきましては、第一原因が四・五二二、第二原因が二・一四三、そういう数字になっております。

○岩間正男君 まあ統計で見ると、そのところの關係が嚴格というわけには出ないんですけれども、とにかく大きな巨体につかたてがをするという例が非常に多いわけですね。第二原因というのは、そのときの判断にもよると思ひますけれども、そういう他から来る被害というのが多いと考へられる、原付の場合は、そういう点からいって、私は再保険というのは非常に必要だと思ひます。ところがいまの局長の答弁によると、手数料がかかるというのを第一の理由にしている、手数料がかかるというのは、これは考へてみますと、ちよつとおかしい問題だと思ひます。車は大きい車でも一人で運転しているでしよう。人命という点から十分考へていない。原付の場合は単価は非常に安い、自動車は御承知のように何十倍、そこにそういう考へがあるんじゃないですか。手数料がかかるからというの、私は聞き捨てにならないと思ひます。人命というところから考へれば、同じ一人と一人です。普通の自動車の場合も原付の場合も、何と關係はないようだが、条件は同じです。死亡のときは同じです。それを手数料がかかるというので、そこに區別をしておるのはおかしい。乗り物にも階級性があるのか、そんなばかなことはないですよ。私はこれは聞き捨てにならない、承服できない。それから運輸大臣にお聞きしますが、これはどうですか、穴ぼこの問題ですね。これは原付だけの問題じゃないですよ。これは一カ月前にもこういう問題があった。ここに建設大臣が来ておれば、なおいいたが、この前のオリンピックのとき

きに向こうはやらぬですね。道路の補修を非常に怠つた。こつちのほうにだけ集中した。そうして江東は御承知のように非常にいままでもたいへんなことがあつた。四ツ木橋あたりの交通状態は、それが大きな原因です。それに道路そのものが非常に悪い。そこが大きい事故を起こす原因になっている。当然これは保険の対象にはなりやうにないですね。穴ぼこの場合、これは当然国家賠償の課題だと思ひますが、こういう問題をどう考へます、運輸大臣。これはどうなんですか。これは實際どこに持つていくんです。一人むすこですが、そうして家計の全く主体になつておる。こういうのが道路が悪い、この道路というのは新聞に出ておりますが、すごいもんです。そこへ突つ込んでしまつたために頭を打つて即死をした、こういうやつ。これは保険の対象にはならぬでしよう。こういう問題については、一体どういふふうな措置する考へですか。この問題についても感想をちよつとお伺ひしておきたい。

○國務大臣(中村實太君) そういう事故の起こらないように、りつぱな道路をつくつて、バイクに乗つておる人もまた十分注意をして、みずからの身を守るように、あらゆる面で指導をしていかなければならぬ、かように考へております。

○岩間正男君 再保険の考へ方、こういう問題はどうですか、その点。

○政府委員(坪井為次君) いまの原付事故の問題と再保険の關係がよく理解できないんですが、その場合に原付に乗つておつて、自分がひつくり返つた、そういう場合は、この保険には關係がございせん。この保険は他人を傷つけた場合に、その支払い能力を担保するための強制保険になつておるわけですね。したがひまして、いまの設例の場合に、再保険の必要性というものは關係ないのじゃないかと思ひます。

○岩間正男君 自分が乗つていてひつくり返つたら自分が悪いような答弁していますが、とんでもない話だ。だから当然こういうものは国家賠償に持つていかなければならない。これははつきり国家賠償をやるんですか。これは公共の施設の不備によつて起こつた、国家賠償の発動を當然すべきだと思ひますが、これは運輸大臣はつきり明確にしてください。

○國務大臣(中村實太君) 事故の事情等をよくやり調査しなければならぬと思ひますが、道路をりつぱにして、そうして事故のないやうにやうていくべきである、かように考へております。

○岩間正男君 国家賠償になるかならぬかと聞いておる、国家賠償になるかならぬかと、どうですか、わからなければならぬと思ひます。

○國務大臣(中村實太君) 事故当時の事情等を調査しなければならぬと思ひます。

○木村睦男君 一点だけ私が先ほど申し上げたこと、もう一度確認しておきたい、それだけです。現行保険料の検討は、私は、事故率を加味しなければおかしきと言ひたい、それだけのこと、加入率ですね、お答えがあつたけれども、私はもう一回言ひたい、それをよく聞いておいて、お答えだけいただければ結構です。二ページのまん中の資料に、昭和三十五年度契約件数として、端数は略しますが、分母に二百六十二万件となつておられます、これは三十五年度の契約率が七・八・九で二百六十二万件ですから、三十五年度の全自動車数というものは、それから換算すれば大体三百三十万あるという前提になるわけですね。そこで昭和四十一年度に移してこれを検討して出さうというの、この式なんです、したがつて昭和四十一年度も車の両数は三百三十万のままで、ということで試算をしておるわけですね。ただ三十五年に比べて一人当たりの支払い保険金の変動、また死亡件数、あるいは傷害の件数も変動があつたということ、分子は一番初めが一件当たりの死亡の保険金が三十五年とは違つて百一十二千円になつた、また起きた件数は三十五年は九千件あつたが、その後事故率が終局的に低くなつたので、〇・三六二の〇・二三八を掛けた件数に減つてきた、そうですね。その両方掛けたものが四十一年度に推定したときの死亡の支払い保険金の総額になる、同じ様式で傷害の場合も四十一年度で払うのであるとすれば、こういう数字で損害が出た、この両方を加えたものが四十一年度に支払われるべき損害額の推定であるわけですね。この損害額を一体何両の車で負担するかというの、分母である。その何両の車であるかというの、契約した車の両数でなければならぬ、そうすると三十五年度に三百三十万あつて、加入率が七・八・九で、四十一年度は二百六十二万あつたが、四十一年度加入率がずつと上がつておるから、もつとがかりに無変、変動しない、三百三十万であつても、四十一年度はおおよそ九〇%の加入率だ、九〇%か八九%か、九一%かは別として、三十五年よりか上がつておる。かりに九〇%だとすれば、二百九十七万両程度の車が契約をしておる、この二百九十七万両程度の車が分子になる損害の総額を負担すれば、一両当たりは幾ら負担しなければならぬかというところで、初めて三十五年度の数字を四十一年度の事情、実績にスライド、移して出てきたければならぬ、これが私は正当な考へ方じゃないかと思ひます。先ほどの説明では、加入した車の事故率とか、加入しない車の事故率とか、いろいろ説明があつたけれども、事故率は警察の数字をとつておるのです。百両当たり何件というやつは、加入、無加入にかかわらず、そのときの自動車事故の件数をとつておるのです。これは、したがつて先ほどの説明のように、加入、無加入の車のそれぞれ事故率がどうのこうのいうことは、この四十一年度の推定は、三十五年度の実績をスライドして考へるのには、何ら考慮の中に入つておるべき性質のものではないといふふうに私は考へて質問したんだけれども、いま私が申し上げた点で、おまえはここが間違つておるということだつたら、教えてください。

○説明員(田辺博通君) 分母の契約件数をふやすといふことをしますと、この前提になつております分子の九千二十七件、あるいは傷害の九万二千

二百二十五件。と申しますのは、この数字は、三十五年度の契約によつて支払われた件数でございますから、その付保車両数というが、保険にかかつている車両数はふえていて、おそらくそのふえ方に応じて支払いの件数もふえると思ひます。これに掛けました事故率の低下、これは警察庁の百両当りの事故率の低下傾向を掛けておるのです。つまりなまの数字は、死亡で申しますと、三十六年度の〇・三六二に對して、三十九年度は〇・二三八になる。その割合を三十五年度の契約の支払い件数に掛けておきますから、そのもとは、やはり三十五年度の契約の実績、三十五年度の保険取支と申しますか、保険事故、これに對して単純に警察庁統計によります事故率の低下傾向を掛けておるということでございます。それでよろしゅうございますか。

○木村睦男君 それは、あなたの説明はそれなりによくんだが、この死亡を例にとつて、九千二十七件というのは、三十五年に全体の車が三百三十万両あるときの死亡事故の件数でしよう、契約をした車の中の件数ではないはずで。かりにあなたとして、その件数が〇・三六二の〇・二三八を掛けて三十九年度にそれを引き直したとすれば、當然四十一年度の三百三十万両を基礎にした車の中で加入した契約件数というものが二百六十二万両よりふえておるということになるわけですね。だから、この加入した件数で割るということがいけないという理屈にはならない、こういうふうに思ひますが、いかがですか。

○政府委員(佐竹浩君) ちょっと申し上げますと、前のページを見ていただくとわかるのですが、一ページの下の六行目くらいになりまして、いまの九千二十七件の説明がございまして、これは要するに三十五年度契約にかかる総支払い件数でございますね、三十五年度に引き受けた契約が全部で二百六十二万九千件という総契約がある。その総契約に對して支払われた総件数、これを出したわけですね。したがって二百六十二万九千件というものと、九千二十七件というものは相對應し

たものなのですね。したがって、先生のおっしゃる通りに、かりにこの二百六十二万九千件を振りかえて三十九年度契約件数というものに置きかえたといひましたし、置きかえたとするならば、上の九千件というものをまずはずして三十九年度契約にかかわるものよりいかなる件数が総支払い件数幾ばかりやというのをまず確定をいたしまして、それと入れかえないと実はいかにぬわけですね。ところが、三十九年度支払い総件数というものは、先ほどから申し上げておられますように、今日の段階ではまだ一年半、二年足らずでございます。今日、この経過年数でございますので、総支払い件数が出ておりませんということを実は申しておきます。まあ、しかしその点については、相澤先生は、そこは推定でやってみたらどうかと、こゝろおっしゃいますから、かりに何らかの方法をもつて推定を加えたとした場合、この推定数字を九千件と置きかえなければならぬ、あるいは傷害のほうだったら九千二百件と置きかえなければならぬ、これははおわかりいただけだと思ひますが、それはよろしゅうございまして、それからそうすると、現実に三十九年度のつまり実績ベースになつてしまひますから、それには現実に事故率は下がつてゐる姿があらわれてゐるはずで。そうすると、そのときの事故には〇・三六二の〇・二三八が要らなくなつてしまひ、実はなまのままでいいということになつてしまひ、ということになりますので、その点はちよつと……。

○木村睦男君 ですから、そういうふうにはやはりその四十一年度なり三十九年度なりに置きかえて推定を出すんなら、たとえば三十九年度——四十一年度はまだだが、三十九年度なら事故件数というものは明確にわかつておるわけでしょう、三十九年度ですから……。

○政府委員(佐竹浩君) 三十九年度分は、まだ総支払い件数は幾らかというところは、いまの段階ではわからないわけですね。○木村睦男君 支払い件数じゃなくて、死亡事故

件数ですよ、これはわかつておるはずで。

○政府委員(佐竹浩君) それは、ですから、三十九年度中に発生した死亡事故件数というものは、これはございまして、ございまして、それと三十九年度契約の分がその中でどういふふうな結びつきかというところは、直接そこに出てこないという問題があるわけですね。

○木村睦男君 ですから、そういう不確定要素も多分にあることは私は認めるのです。認めるのが、少なくとも確定でき得る数字はとるべきじゃないか。ことに一件平均の死亡者支払い保険金が百一十二万五千七百八十八円になつておるというの、これは確定数字として上げておられるわけでしょう。だからこゝろいふふうなことで確定してゐるやつが出ておるなら、九千二十七件というやつも、死亡件数というものはむしろ百一十二万五千七百八十八円のほうが私はなかなか確定しにくいのであつて、件数というものは一年たてば前年度わかる。だからその辺不確定だし、またあなたがおっしゃる通りに分母で契約率、加入率というものを考慮するのであれば、加入した車の三百三十万両の加入率がふえれば、件数の九千二十七件もふえるであらうということであれば、その率で九千二十七件を修正すればいい、私はこゝろ思ふのです。

○政府委員(佐竹浩君) ですから、ちよつと木村先生が御指摘になつていらつしやるようなことを、できるだけ正確にあらわしたのが実はこの式なわけですね。これはだからおっしゃるような警察統計による事故率の低下傾向というものをそこへ折り込んで出しているのですから、これはもう一べん別の方法で、私が申し上げましたような推定の方法を使つてやるのも一案かと思ひますけれども、しかしその場合にはその推定をやるに、非常にいろいろな前提を置かなければなりませんものですね。つまり同じ推定をする方式同士で比較した場合、推定の度合いがもつと弱くなつてしまひださう。ここに告示した方式のほうが、そういう推定のフレが少い、こゝろいふところに問題があるのだということを申し上げておるわけですね。

○谷口慶吉君 ただ一点だけ伺ひをしておきます。聞きたい質問はたくさんありますが時間もございませぬし、与党の理事の連中があまりあつてゐるような質問はしないでくれという注意を受けてゐるので、やはり審議に協力するといふたてまえから、簡単に御質問申し上げます。この前の委員会で大蔵省の銀行局長は、この前おいでになつておりました。従来農協の共済は御承知のとおり共済規程例といふものを農林省がつくりまして、大体その規程例に基づいて町村の総合農協あるいは都道府県の共済農協、あるいは全国の共済連といひますか、そういうところと同じような共済規程といふものをつくつておられます。これは単位農協が持つてゐる分も、県の連合会が持つておられます分も、全国連合会にありまして共済規程もみんな同じでございます。ところが、それぞれ認可の段階になりまして、都道府県の単協は都道府県知事の認可になりまして、そのうち、こゝろいふことでございますので、同じようなことをば、これをばやっておるわけであるために、事業の実施方法に關しまする場合において、農林、大蔵の両大臣の同意ということになる際に、この対象は全国連合会をしていただければよろしいと思ひます。そうすることがひいては事務の迅速化にもなりますが話の相手になります場合に、大蔵省のほうで町村の単位農協にまでこれが同意というふうなことに触れてまゐりますと、非常に時間的にも事務的にもロスがあるような気がいたしますが、同じような共済の規程でございまして、これの同意ということに、もしなる場合の対象は、全国の共済連を対象にしてお考えいただいてしかるべきであらうかと考

えておるわけでありませう。これについて実は私は農協の関係ですから、確認しておいてくれと頼まれましたから、まず銀行局長、自動車局長、それから農政局長、意見が一致すれば、私はこれで質問を終わりますから、三局長から御答弁をお願い申し上げます。

○政府委員(和田正明君) ただいま谷口委員の御質問がございましたように、農協法の九十八条で、農協に対する許可権限が町村単位の農協につきましても都道府県知事に、それから県段階及び全国段階につきましても、農林大臣の権限になっておるわけでございます。したがって、今回の衆議院における修正法案の系統によりましますと、運輸大臣及び大蔵大臣と協議をして、同意をあらかじめ必要といたしますのは、単協の段階では都道府県知事が運輸大臣あるいは大蔵大臣と協議をして事前の同意を必要といたします、それから県連合会及び全国連合会につきましても、農林大臣が認可をいたします前に、運輸大臣あるいは大蔵大臣と協議をして、その同意を得て認可をするということになるわけでございます。ただいま谷口委員から御指摘のございましたように、都道府県段階で一々認可の手續をいたしますことは、たいへん複雑でございます。時間的にも相当時間がかかるという事は、事実でございます。で、いま私どもとしては、まだ最終的な事務段階の打ち合わせも完了いたしておりませんけれども、できるだけ事務の簡素化をはかつて、せつかくの改正法案の趣旨を生かして、迅速な事務の取り扱いをいたしたすためには、でき得れば模範定款例あるいは模範共済規程例というものを農林省が定めて、各県知事に指導いたすわけでございますから、その段階で農林省でまとめて運輸省及び大蔵省と協議をいたしまして、それに合った共済規程を定めるような農協についてはあらかじめ包括して、協議の済んだもので知事の認可が得られるような手続の簡素な方法をぜひとりたいものだというふうに私としては考えております。法案成立の上では、具体的にはそういう方向で運輸省及び大蔵省と話し

合いをしてみたいというふうに思っております。

○政府委員(坪井為次君) 法律の運用の事務的な問題につきましては、まだ私も詳細に研究しておりませんが、できるだけ簡素化の線に沿って運用していきたいと思っております。

○政府委員(佐竹浩君) 私どももいたしまして、これは極力事務簡素化ということが主体だと思っております。そういう意味で、ただいま和田君が御答え申しましたような線で、おおむね大体差しかえないうのじやないかと思っておりますが、なおよく検討させていただきます。

○谷口慶吉君 いま農政局長が申しましたように、共済約款とかあるいは共済規程というものをば都道府県に指導します前に、大蔵省並びに運輸省と相談したいと、こう言うのですね。相談ができたものについては、いま私が申し上げますような事務の簡素化の面からも御協力いただいていすが、もう一度はつきり伺っておきたいのです。

○政府委員(佐竹浩君) 事務簡素化について十分協力をいたします。

○委員長(江藤智君) 速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(江藤智君) 速記をつけて。

○木村美智男君 いままでいろいろ質問が出たけれども、やはり再保険の問題がどうも理解できないので、この問題をもう少し伺いたいと思うのですが、先ほど自動車局長は原付だけ再保険をかけないということについては、非常に自動車の台数が六百万台からあつて事務的に煩瑣になると、こういうようなことで、それが主たる理由でこの再保険をしないようなふうに答へられておるわけですが、かりに運輸省として再保険を、この原付をやるとしたならば、どういうことで事務が繁雑になって、あるいはそのために人間がどのくらい必要になってくるのかというような、そういう関係が具体的に答へられないと、単に事務が繁雑になってどうにもならぬからというだけでは、これは答へられたことについて伺つておるのですが、

なかなか了解できないのであります。そこら辺もひとつ数字的に説明をしてもらいたい。

○政府委員(坪井為次君) 現在自動車の再保険の定員が、正確なことはちよつと覚えておりませんが、九十名くらいじやないかと思つております。それで一昨年この問題が出まして、そのときにわれわれが試算した場合、原付で六十人くらい要求したいという考えがあつたわけでありませう。

○木村美智男君 まあ人員が六十人くらいということですから、しつてこれは、その数字が通れば単に事務的に煩瑣だということだけでは逃げるわけにはいかない問題だと、こう思ふわけですが、それはひとつおきまして伺いたいのですが、再保険というものは、一体何のためにやるのですか、ひとつ聞かしていただきたい。

○政府委員(坪井為次君) この法律で再保険というものが法定されておるわけでございますが、この法定された理由についてはいろいろあると思ふのであります。われわれの考え方としては、この保険が被害者保護のために国家権力によつて付保を強制されておるのだ、こういう点において、自由意思に基づく、一般の保険契約とは性格が異なつておる。きつめて社会保障的な色彩の強いものである。そのために保険料率の算定等にあたりまして、営利目的の介入を許さない、こういうような特色を有しておる保険でございます。そういう意味でわれわれとしては六割の再保険を国がつけますということ、これによりましてこの保険運営において国が介入することによつて、そういった社会保障的な色彩の保険運営を適正化していくというところが一つの意味があると、またそのほかにも危険分散というような再保険、当然の理由もあるかと思ふけれども、われわれとしては前の理由を非常に重要視しておるわけでありませう。といつて再保険をすることによりまして、純保険料についてはわれわれとしては十分その保険の実態というものが再保険を通じて把握されるというような利点もありますし、また付保を強制されたものにとりまして、まあこれは国家保険

の実を備えておるというような安心感もあると思ひます。あるいはまた再保険を通じて、国が保険金の支払い状況なりあるいは被害者保護のために営利性の——営利の犠牲に被害者保護がならぬかどうかという点についてもチェックができるという点、いろいろな利点があると思ひます。わけでございますが、今回原付を強制保険の対象とするにあたりまして、われわれとしては、先ほど申しましたように、いろいろこの原付の事故の態様等も自動車とだいぶ違つておりますし、車両数も非常に多い。こういった関係から、事務簡素化の上からいいますと、これは国においても相当な事務になります、保険会社にとつても、一件一件再保険をするということでございますので、相当な手数にもなるというふうなことから、まあわれわれとしては、現在自動車の再保険を通じて十分実態の把握ができておるから、原付についてはこれを類推することによつてその目的も十分達せられる、つまり、そういうプラス面とマイナス面と総合比較しまして、原付については再保険をはずしても適正化はかかれるという自信のもとに、今回、再保険を取り上げたわけでございます。

○木村美智男君 大体、再保険の意味が、一つは強制保険だということ、もう一つは社会保障的な意味もあつて、やっぱりある程度保険である限り危険分散ということが、これは最初の説明は第一に強制保険というふうなことに重点が置かれておりますが、それは答へ方がそうなつてゐるのであつて、大体再保険というもののほんとうの趣旨は、危険分散ということのほうに本来的な趣旨だと私は思ふのです。だから、これをはずすということについては、大体現在やつておる自動車保険の關係から類推をして差しかえがないからというの、これは取つてつけた理由であつて、もしあなた方がほんとうにこれは必要ないんだというのであれば、やはり再保険ということについて何ら危険性がない、むしろ、危険分散のそういう心配がなくなつたんだ、こう答へてもらえれば、これ

は再保険をはずすことについて、別に心配もなければ不安もないわけであります。そのところが、どう考えても、どうもいままで答えられた限りの中では、再保険の心配はない、そういう必要性はないんだという答えになっていないから、どうもしんから納得がいけない。こういう関係なので、そのところについて——したがって、きょう再保険の収支一覧表というの、これを出してみてくれという資料要求がありましたから、これを見て、その辺のね、押してみたいと思うのでありますが、もしかりに、この再保険の収支決算が出て、なるほど赤字であり、保険金を変更しても当分の間は、大体これは安定してやっていると、こういうことになるならば、私はその筋をもう通して、この自賠法に關するその他の関係についても再保険をはずすべきだというふうに思うのですけれども、根っここのほうをはずさぬで、こつだけをはずすというところは、どうあつても筋が通らない。このところは、どういうふうに説明したらいいでしょう。

○政府委員(坪井為次君) まあ危険分散というのが再保険の一つの主たる目的であるというの、一般の再保険については、当然そういうことが言えると思うのであります。したがって、危険分散のために再保険をするということであれば、これは任意に再保険をお互いにすれば事が足りるわけでございます。われわれが、やはりこの法律で国が六割の再保険を法定しているというところ、先ほど申しましたようないろいろな理由をあげたわけでございます。原付についても、そういう趣旨からは、われわれとしてはやはり再保険をつけるべきではないかという、筋としてはそう思うのであります。一方現実論としてのいろいろの事情もあつたので、総合勘案しまして、自動車保険のある限りは、原付については再保険なしでも、この保険の目的である適正な保険運営が行なわれるという考え方を持ったわけでございます。

○木村美智男君 それは、筋はやはり原付といえども、運輸省では再保険はこの法のたてまえ上は

やるべきだと、そう思っているが、いろいろ現実の面がある——どういうことかわからぬですけれども、とにかくそういうことがあるので、これだけははずしてもまずまいじょうぶだ、こういうふうには理解していいですか。

○政府委員(坪井為次君) われわれとしては、再保険することについてはいろいろと手数もかかりますし、そういう理由とそれからまた、再保険をしないことによつて保険運営の適正化が乱されるかどうか、そういうことをいろいろ総合勘案しまして、われわれとしては自動車の再保険が現在、法定されておるとおりに行なわれておれば、原付については今回新たに加はることであります。再保険なしでも保険の適正運営が行なわれるというふうには判断したわけでございます。

○木村美智男君 だから、さつきも私が言ったように、もし再保険をやらないければ手数もかからぬし、それから保険運営も乱されないというなら、何でもいままわさばかの自動車に再保険をかけているのか、これもはずしたらどうか、こう言っているわけですか。それが、それをはずしては困るのだという立場だから、いろいろ理屈をくつつけて原付だけをはずしているのじゃないかと思つてゐるのです。そうでないというなら、では、なぜわざわざ経費をかけてたぐさんの人を雇つて、そして再保険業務をその他の自動車等についてはやらしているのか。これは国のきわめて——国が關係していることだから、そういう不経済な仕事なら、これはなるだけ切つて捨ててもらわなければならぬ。そういう意味でこれは聞かわけなんですがね。そこら辺はどうなんですか。

○政府委員(坪井為次君) 先ほどからも御説明しておりますように、この保険の特徴として、国家権力によつて強制されている、そういうふうな考え方から立法当時において、あるいは国営保険とかそのほかの保険とかいろいろ議論があつたわけでございます。いろいろそういうことを勘案しまして、国が六割再保険するというところによつて、この保険運営の適正化、あるいはガラス張り

の運営ができるという観点から、この自賠法ができたと思ひます。したがって、われわれとしては、この自賠法の趣旨からいいますと、原付についても同様のことが言ひ得ると思ひます。つまり、先ほどから申し上げておりますように、自動車についての再保険によつて、十分の保険の目的の適正化がはかれるという見地のもとに、原付についてははずしてもやれる。したがって、われわれとしては基本的に再保険というものは、この保険の性格からいつたら、やるべきではないという考え方を持つてゐるわけでございます。現実論として、そういうことを類推することによつてカバーできるという考え方、今回はこの保険を再保険しないことにしたわけですが、

○木村美智男君 どうしてもわからんのだな、これは。局長の説明は、だつて、国家権力で強制をしている自賠法の中で、ある自動車についてはこれは再保険をしなければならぬ。こつちはその再保険をしなくてもいいというその理由が、いろいろ聞いて見れば、事務が繁雑だから、人手がよけいかかるからというなら、もつと国家的に金がかかぬ方法で自賠法全体に規定をして、自動車の関係の再保険は全部やめたいじゃないかという理屈になつてくると思ひます。それがこつちはやめられないで、この原付だけやめるといふことになる、どうも、いまの局長の説明だけでは、これはちよつと理解ができないんで、さつぱらんな話、それは運輸省は再保険すべきだと考へておつたんだけれども、途中からこういうわけであつたなら変つた、はつきり言つてもらつたほうがいいと思ひます。それでないと、やつぱり何とかへ理屈でわからせようたつて、これはなかなか無理な話なんですね。

○古田忠三郎君 委員長閣下。関連ですから簡単に伺ひます。

この法律を改正した主たる理由というのは、いま木村委員が申されたように原付自動車について、もたいへん事故が多くなつてきたので、したがつてこの自賠法の適用を受けるようにしようという

私は提案だと思ひますよ、一つには。それ以外にもありますよ、しかし大きな理由はここにあると思ひます。そこで、この法律の適用を受けるように今度改めるわけですが、さてしからばこの法律の四十条にいま木村委員が質問したように再保険の条項が四十条以下にあります。この四十条読んでみますと、「政府は、保険会社が責任保険の事業によつて負う保険責任を再保険するものとする」といふ、すつと法律で定めてゐるんですね。ここが木村委員がなかなか納得のいかないところなんで、私もそうなんだ。法律の適用を受けるようにしたならば、全部これは受けなければならぬということになるんじゃないですか。法律というものはそういうものじゃないですか。この点はどうなんですか、この関係は。この四十条との関係、さらに四十条以下でございますけれども、時間がありませぬし、ほくは関連ですからあまりやりませぬけれども、いまあなたも答へたように、四十二条には今度は逆に政府がつまり六割の再保険の責任を負ふというふうなことをすつと羅列されてゐます。四十五条まで。この法律の適用を受けることになるわけでしょう。今度の改正はこの法の適用を受けるように、つまり原付自動車を含めたわけですから、すべてこの法律の適用を受ける、この法律の拘束を受けようと思ひますよ、私の法律の解釈では、ですからこの点はどうなんですか、一緒に含めて答へてください。

○政府委員(坪井為次君) お話しのうちに、この法律そのもので国の再保険というものがずばりきめられてゐるわけでございます。今回原付についてこれにプラスして新たに強制保険の対象に取り入れたわけでございます。そういう意味でただ原付を追加するということであれば、当然に再保険の分も適用があるわけでございます。しかし、これを追加するに際しまして、先ほど来申し上げましたように今回の追加については、まあ自動車にプラスするものであるし、そういうことから新たな観点から、いろいろと現実的な問題その他を考慮しまして再保険の章を適用しないことにし

て、そのほかのものは全部自賠法を、現在の自動車と同じ法律の適用を受けさせるようにしたわけでございます。

○古田忠三郎君 局長ね、法律論としておかしいんじゃないですか。これは任意にこの保険に加入するということであれば、これは私は多くを申し上げません。しかしこれは強制的に入れられるんです。強制的にね。強制的に入れられるということは、強制的にこの自賠法の拘束を受けるということなんです。適用を受けるということでしょう。その場合に、すべてが受けるということなんです。それなのに四十条のみはこれを除外するということは法律論として成り立ちませんよ、これは。そこへ筋道が通らないと木村委員が言っているんです。私も同感なんです。そういう法律論というのはないです。成り立つと思うなら、その成り立つようにわかりやすく説明してください。

○政府委員(坪井為次君) 今回の改正は、新たに原付を強制保険の対象にするという新しい立法でございます。全然別個の法体系を考へることも、まあできるわけでございます。しかし自動車と大体同じ扱いをするということで、この自賠法の改正として出したわけでございます。その意味でこの法律にきめられている再保険の問題についても、当然適用すべきではないかという議論はごもつとも思ふのでございますが、現実論その他で原付については、保険運営の適正化が自動車によつてはかられている限り、そういったものを省略しても適正化ははかれると、そういったことから両者勘案した上で、原付についてはなしでやれるという自信があつたものですから取りはずしたわけでございます。

○古田忠三郎君 先ほど来ですね、局長は現実論を踏まえておる。現実とは一体何か。法の適用を受けて生まれた事象に立つたのが現実論なんです。これはまだ法の適用を受けていない。法律が判定されていませんからね。そうでしょ。ですからここに現実論というのは成り立たないでしょう。これが一つです。それから自信あると言つ

ていますけれど、何をもつて自信あるか。何をもつて——まだそういう事象はないんですよ、これは法律が制定されていないのだから、何をもつて自信があるか明らかにしてください。何をもつて自信があるか。

○政府委員(坪井為次君) この自賠法によつて、全体として自動車等についての責任体制なりあるいは強制保険なり、あるいは再保険なり、そういった体制がとられているわけでありまして、これについてはもう相当、十年の実績もあるということと、今回原付を加える場合に、われわれとしては再保険の分は省略しても、この法律の目的について適正化を、保険の運営の適正化ということが十分関与し得るという考え方に立つておるわけでございます。

○岡三郎君 議事進行。ちよつと速記をとめてください。

○委員長(江藤智君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(江藤智君) 速記をつけて。
本案に対する質疑は、本日はこの程度にいたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時十九分散会

六月九日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は三月二十二日)

一、小型船舶船業法案

六月十日日本委員会に左の案件を付託された。

一、神奈川県川崎市臨海工業地帯上空の飛行禁止に関する請願(第二七二三号)

第二七二三号 昭和四十一年五月三十一日受理
神奈川県川崎市臨海工業地帯上空の飛行禁止に関する請願(十二通)

請願者 神奈川県川崎市下作延一、〇二

○小斎幹夫外十一名

紹介議員 相澤 重明君
この請願の趣旨は、第二五八七号と同じである。

六月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、国鉄中央線三鷹、立川両駅間の複々線化早期実施に関する請願(第二八四一号)

第二八四一号 昭和四十一年六月八日受理
国鉄中央線三鷹、立川両駅間の複々線化早期実施に関する請願

請願者 東京都立川市錦町一ノ一立川市長 桜井三男外七名

紹介議員 石井 桂君

中央線の複々線化については、昭和四十六年度までに三鷹までの区間実施ときき及んでいるが、三鷹以西の乗降客の増大に対処するため、三鷹、立川両駅間の複々線化の早期実施について特段の配慮をされたい。

理由
近年国鉄中央線沿線は急速な発展を遂げつつあり、加えて、住宅団地等の建設により人口は飛躍的に増加している。立川市周辺においても日本住宅公団、東京都住宅公社、都営住宅等の大規模な団地が次々と計画されており、これら団地の完成の暁には中央線利用者は急激に増大することが見込まれている。